

尾道市業務継続計画
【地震対策編】

令和3年3月
尾道市

目 次

1章 基本的な考え方	
1-1. 業務継続計画の構成	1
1-2. 計画策定の目的	2
1-3. 計画策定の効果	2
1-4. 地域防災計画との関係	3
1-5. 計画の基本方針	3
1-6. 計画の範囲	4
2章 被害想定	
2-1. 計画の前提となる想定地震	5
2-2. 被害想定	5
3章 非常時優先業務	
3-1. 非常時優先業務の考え方	10
3-2. 非常時優先業務の設定	11
3-3. 非常時優先業務の実施体制	12
4章 職員参集率	
4-1. 職員参集の考え方	13
4-2. 職員参集率の設定	13
5章 現有資源の課題	
5-1. 物的資源	15
5-2. 人的資源	22
6章 業務継続のための方策	
6-1. 物的資源の確保方策	23
6-2. 人的資源の確保方策	27
7章 その他非常対応	
7-1. 来庁者への対応	29
7-2. 津波発生時の対応	29
8章 今後の取組み	
8-1. 計画の運用	30
8-2. 業務継続体制の向上	30

目 次

附属資料 1 : 組織編制表 非常体制 2 号

- 組織編制表（非常体制 2 号） 資-1

附属資料 2 : 非常時優先業務 所属別一覽

- 企画財政部 資-2
- 総務部 資-4
- 市民生活部 資-6
- 福祉保健部 資-9
- 産業部 資-14
- 建設部 資-16
- 都市部 資-18
- 因島総合支所 資-19
- 御調支所 資-21
- 向島支所 資-23
- 瀬戸田支所 資-25
- 会計課 資-27
- 議会事務局 資-28
- 監査事務局 資-29
- 選挙管理委員会事務局 資-30
- 農業委員会事務局 資-31
- 教育総務部 資-32
- 学校教育部 資-33

1章 基本的な考え方

1-1.業務継続計画の構成

業務継続計画の構成を図 1-1 に示す。

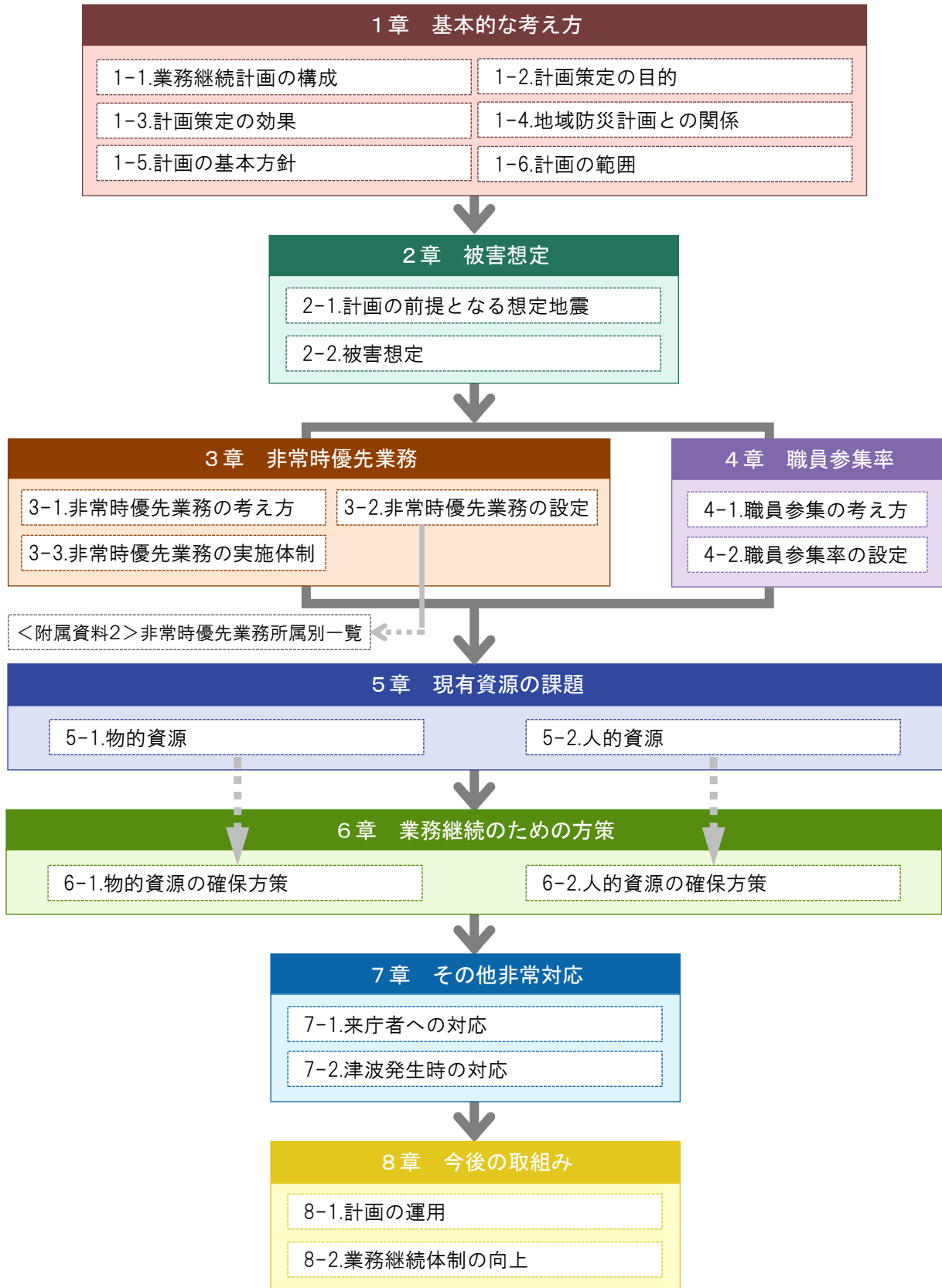


図 1-1：業務継続計画の構成

1-2.計画策定の目的

業務継続計画とは、ヒト、モノ、情報及びライフライン等、利用できる資源に制約がある状況下において、予め「災害対応業務」及び「継続性の高い通常業務」を特定するものである。本市は、山間部、島嶼部を有する地勢を呈することから、職員の参集に支障をきたすおそれが高い。このような本市の特性を考慮し、大規模地震発生時の業務実施にあたって資源の確保・配分など必要な措置を講じ、適切な業務執行を行うことを目的として本計画を策定する。

1-3.計画策定の効果

本市が地震により被災し機能低下に陥る状況を想定し、予め非常時に優先すべき業務を明らかにした上で、それらを円滑に行うための体制や執務環境の確保方策等を策定することで、業務運営全般の改善を図ることが可能となる。

- | | |
|---------|---|
| 策定による効果 | <ul style="list-style-type: none"> • 業務立ち上げ時間の短縮 • 発災直後の業務レベル向上 |
|---------|---|

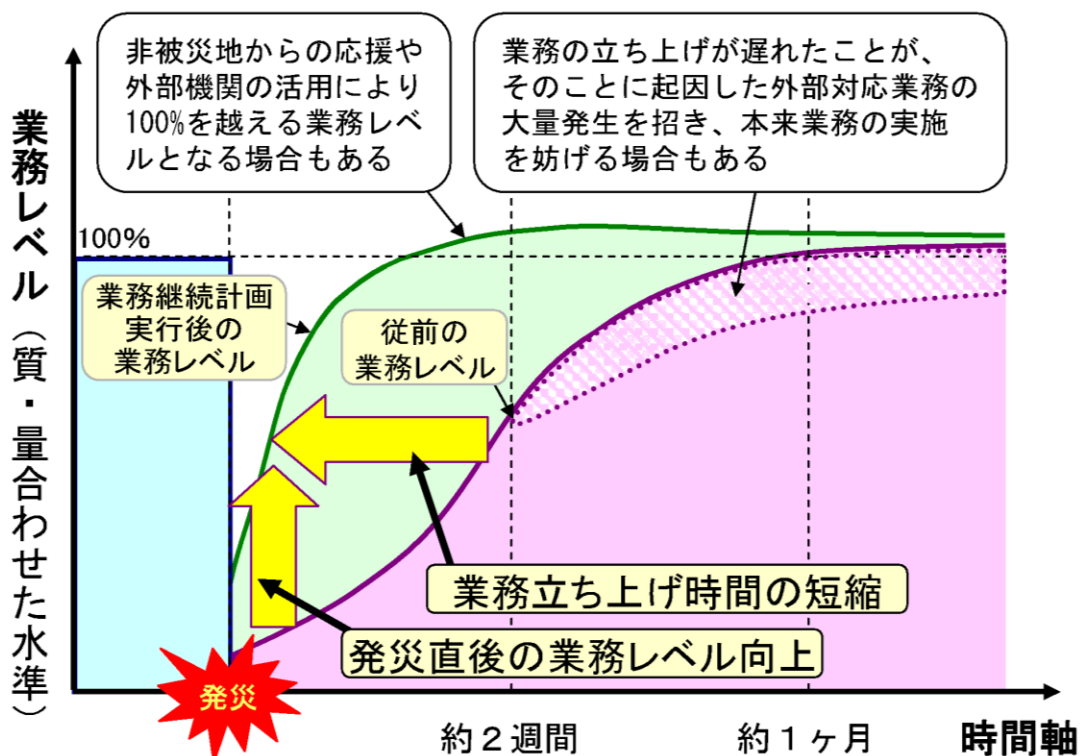


図 1-2：業務継続計画の実践に伴う効果のイメージ

出典：「地震発生時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」、平成 22 年 4 月 内閣府(防災担当)

1-4.地域防災計画との関係

業務継続計画は、地域防災計画との整合を図り策定する。地域防災計画とは、災害対策基本法に基づいて策定され、地震災害だけでなく、風水害なども含めた災害全般において、市及び防災関係機関が連携して実施すべき予防対策、応急対策、復旧・復興対策に至る業務を定めた総合計画である。本市では風水害等対策編、地震対策編、津波対策編、附属資料の4編を策定している。各災害対策編は、総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画で構成されており、災害時における応急・復旧対策を想定しているが、庁舎や職員の委細、通常業務の取り扱い、業務実施の上での制約などは考慮されていない。

そのため、業務継続計画は、災害時に優先的に取り組むべき重要業務を非常時優先業務として設定し、制約された資源の効率的な投入を明らかにすることで、非常時優先業務遂行の実効性を確保し、地域防災計画を補完するものである。

表 1-1：地域防災計画と業務継続計画の違い

項目	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	災害発生時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担を規定する	災害発生時の限られた資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする
行政の被災	想定していない	庁舎、庁内のインフラ、職員など必要資源の被災を想定し、利用できる資源を整理する
対象業務	災害対策に係る業務（予防、応急、復旧・復興）を対象とする	継続性の高い通常業務を含む、非常時優先業務を対象とする
業務開始目標時間	設定していない	非常時優先業務ごとに設定する
従事環境	考慮していない	業務に従事する職員の必要物資確保について検討する

1-5.計画の基本方針

大規模地震発生時における尾道市としての責務を全職員が共有し、業務を遂行するための基本方針を以下に示す。

基本方針 1	市民の生命、身体、財産の保護を最優先として非常時優先業務を設定する
---------------	-----------------------------------

地震発生時は、市民の生命、身体及び財産を保護し、その安全を確保すると共に、市民生活や経済活動を維持していくことが必要となる。そのため、中断や停止による影響の大きい業務を非常時優先業務として設定する。

基本方針 2	原則として全職員が災害対応業務に従事する
---------------	-----------------------------

市民の生命、身体及び財産の保護が最優先となることから、地震発生から1日間は全職員が災害対応業務に従事する。

基本方針 3	災害対策本部が全庁的に指示を行い業務継続に努める
---------------	---------------------------------

地震発生時には災害対策本部が中心となり、業務実施について指示する。また、職員や必要物資などの不足についても、災害対策本部が全庁的な調整を行い職員へ指示する。

1-6.計画の範囲

1-6-1. 策定範囲

非常時優先業務の実施体制は「尾道市地域防災計画【附属資料】」に記載されている「非常体制2号」とするが、災害時に独立した活動を実施する消防局、水道局、病院事務局、学校、幼稚園、保育所施設等配置の職員及び広島県等への派遣職員は除く。

表 1-2：配備体制及び配備基準（地震）

配備体制		配備基準
注意体制		<ul style="list-style-type: none"> ■ 市内で震度4を観測したとき
警戒体制		<ul style="list-style-type: none"> ■ 市内で震度4を観測し、かつ相当規模の被害が発生したとき ■ 市内で震度5弱を観測したとき
非常体制	1号	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市内で震度5強以上を観測したとき ■ 地震発生により、大規模な火災、爆発、水難等が発生し、市長が必要と認めたとき ■ 震度5弱以上の地震が発生し、市長が必要と認めたとき
	2号	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市内で特別警報（震度6弱以上）を観測したとき ■ 勤務時間外に、市内で震度5強以上の地震を観測したとき ■ 1号体制から体制を強化する必要があるとき

1-6-2. 対象期間

本計画では大規模地震を想定しており、長期に渡る復旧業務を想定するため、地震発生から1ヶ月程度を対象期間とする。

2章 被害想定

2-1.計画の前提となる想定地震

計画の前提となる地震は、「広島県地震被害想定調査報告書（H25.10）」において、尾道市内で被害が最も大きくなると予測される「尾道市役所直下地震（M6.9）」を想定した。図2-1に震度分布図を示す。

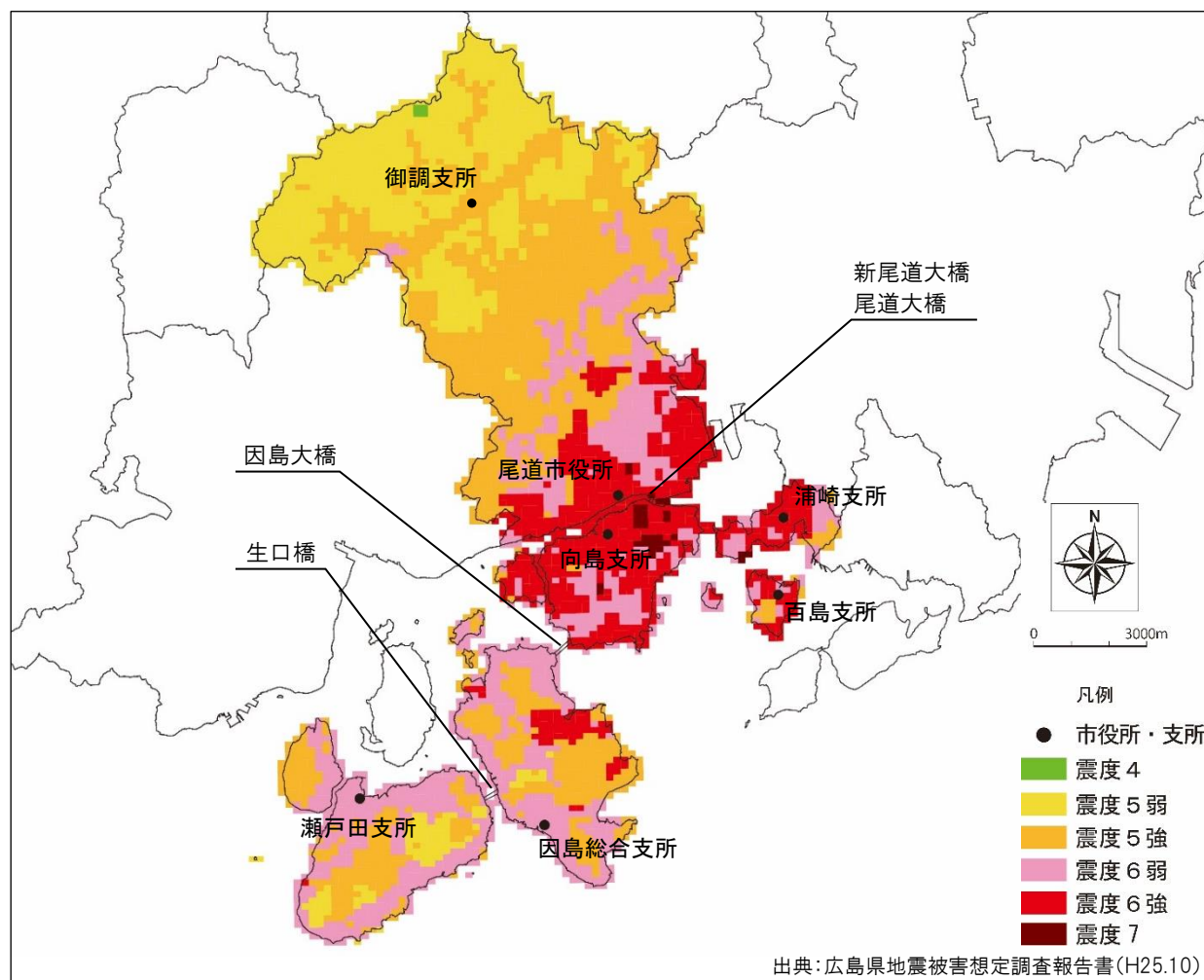


図2-1：尾道市役所直下地震（M6.9）の震度分布図

2-2.被害想定

2-2-1. 尾道市全体の被害想定

(1) 想定シーン

人々の行動や火気器具の使用状況は、季節・時刻によって変化する。このため、「広島県地震被害想定調査報告書（H25.10）」では、地震が発生する季節や時刻に応じて、人的被害や火災による被害の様相が異なる3シーンが想定されている（表2-1）。その内、本市において被害が最も大きくなるシーンの被害量を設定した。

表 2-1：想定シーンと想定される被害の特徴

想定シーン	想定される被害の特徴
冬 深夜 〔平均：風速 8m/s〕 〔最大：風速 11m/s〕	<ul style="list-style-type: none"> • 多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。 • オフィスや繁華街の滞留者や鉄道の利用者が少ない。
夏 12時 〔平均：風速 7m/s〕 〔最大：風速 11m/s〕	<ul style="list-style-type: none"> • オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するが多い。 • 木造建物内滞留人口は、1日の中で最も少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。
冬 18時 〔平均：風速 8m/s〕 〔最大：風速 11m/s〕	<ul style="list-style-type: none"> • 住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 • オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 • 鉄道、道路はほぼ帰宅ラッシュ時に近い状態であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

出典：広島県地震被害想定調査報告書(H25.10)

(2) 被害想定

想定地震に対する尾道市全体の被害想定結果を表 2-2 に示す（広島県地震被害想定調査報告書(H25.10) より抜粋）。

表 2-2：被害想定結果(1)

		尾道市役所直下地震による被害等	
想定地震	マグニチュード	6.9	
	地震タイプ	地殻内	
地震動	面積割合	震度 7	0.7%
		震度 6 強	15.9%
		震度 6 弱	23.9%
		震度 5 強	37.1%
		震度 5 弱	22.4%
		震度 4 以下	0.1%
液状化	危険度面積率	15<PL	16.0%
土砂災害	発生危険度が高い場所	急傾斜地崩壊	402 箇所
		地すべり	1 箇所
		山腹崩壊	244 箇所

表 2-2 : 被害想定結果(2)

			尾道市役所直下地震による被害等
津波	浸水面積	1cm 以上	—
		30cm 以上	—
		1m 以上	—
		2m 以上	—
		5m 以上	—
建物被害 ^{※1}	全壊	揺れ	16,026 棟
		液状化	1,061 棟
		土砂災害	5 棟
		津波	—
	半壊	揺れ	20,662 棟
		液状化	1,400 棟
		土砂災害	11 棟
		津波	—
	火災による 建物被害	出火件数	23 件
		残出火件数	0 件
焼失棟数		135 棟	
人的被害 ^{※1}	死者		1,057 人
	負傷者(内、重傷者)		6,916 人(1,716 人)
	要救助者	揺れによる	2,715 人
		津波による	—
	津波による要搜索者		—
ライフライン 被害 ^{※2}	上水道(断水人口)		118,719 人
	下水道(支障人口)		5,395 人
	電力(停電軒数)		9,161 軒
	通信(不通回線数)		5,270 回線
	ガス(都市ガスの供給停止戸数)		0 戸
交通施設 被害 ^{※2}	道路被害		111 箇所
	鉄道被害		35 箇所
生活支障 ^{※2}	避難者数 (当日・1日後)	避難所	17,622 人
		災害時 要援護者 ^{※3}	3,854 人
		避難所外	11,748 人
	帰宅困難者 ^{※4}	帰宅困難者	6,935 人
		滞留者	6,527 人

表 2-2 : 被害想定結果(3)

			尾道市役所直下地震による被害等
生活支障 ^{※2}	物資需要量 (当日・1日後)	食糧	63,440 食
		飲料水	356,157 リットル
		毛布	35,244 枚
		仮設トイレ	224 基
災害廃棄物 発生量 ^{※2}	可燃物		31 万 t
	不燃物		89 万 t
その他 被害 ^{※2}	エレベータ内閉じ込め者数 ^{※5}		13 人
	危険物施設被害	火災	0 箇所
		流出	1 箇所
		破損等	10 箇所
	文化財被害		16 件
	孤立集落		0 集落
	ため池	危険性が 高い箇所	44 箇所
		影響人口	6,237 人
	重要施設 (機能支障あり)	災害対策拠点 施設等	12 棟
		避難拠点施設	87 棟
医療施設		9 棟	
経済被害 ^{※2}	直接被害	民間	7,825 億円
		準公共	36 億円
		公共	442 億円

※1 : 「冬 深夜 最大風速 11m/s」を想定したケース。

※2 : 「冬 18時 最大風速 11m/s」を想定したケース。

※3 : 災害時要援護者は、避難所避難者の内数。

※4 : 帰宅困難者は、昼 12時の時間帯を想定。

※5 : エレベータ内閉じ込め者数は、朝 7時～8時の時間帯を想定。

2-2-2. 庁舎内のインフラに関する被害想定

インフラ管理者及び事業者に対するヒアリング結果より、市庁舎に対する被害想定を設定した。表 2-3 に被害想定結果を示す。

表 2-3 : 庁舎内の被害想定

インフラ	被害想定	備 考
電 力	3 日間途絶	停電期間は自家発電機が利用可能
通 信	1 日間途絶	
電 話	1 日間途絶	各所属で保有している衛星携帯電話は利用可能
ガ ス	途絶なし	

3章 非常時優先業務

3-1.非常時優先業務の考え方

非常時優先業務とは、災害対応業務（共通業務・災害時業務）及び継続性の高い通常業務（優先的平常時業務）を併せたものである。

3-1-1. 共通業務・災害時業務

災害時における対応の遅れは、被災地域の住民の生命、財産などの直接被害を拡大し、生活及び社会活動へ重大な影響をきたす。そのため、通常の行政サービスを縮小し、災害時に必ず対応しなければならない業務を災害対応業務とする。本計画では災害対応業務を「共通業務・災害時業務」に分類し設定する。

3-1-2. 優先的平常時業務

災害時は全住民が被災するわけではなく、被災していない住民に対しては通常業務の継続が求められ、業務量は膨大に増加する。そのため、継続性の高い通常業務を「優先的平常時業務」とする。

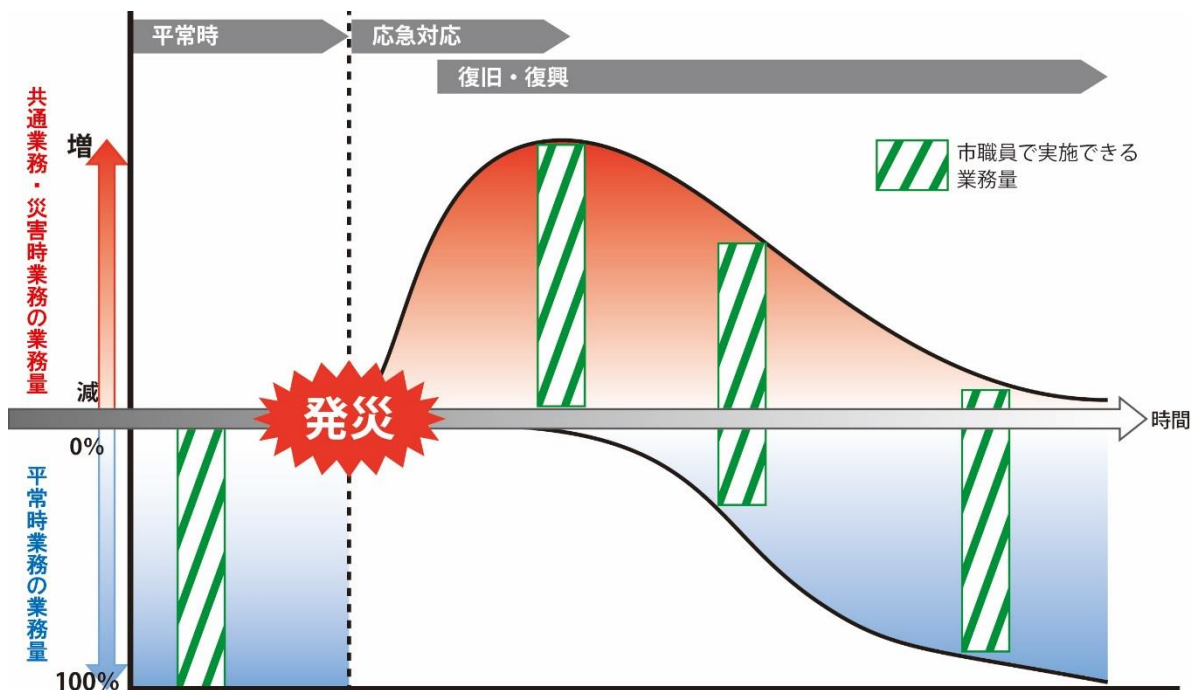
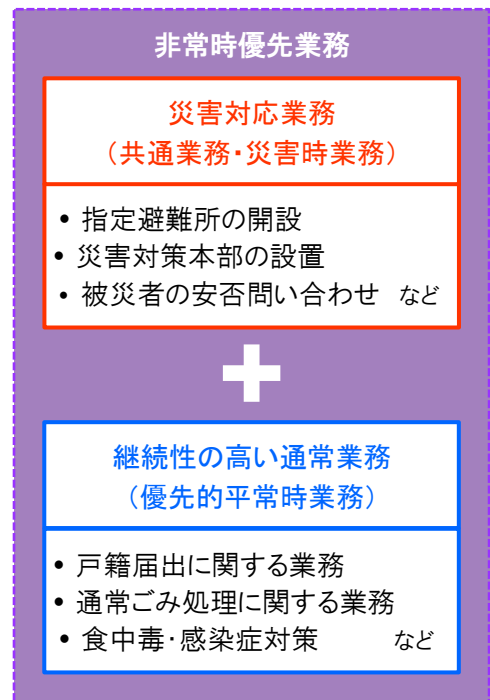


図 3-1：地震発生後の業務量イメージ

3-2.非常時優先業務の設定

以下に示す考え方及び手法を基に非常時優先業務を設定した。なお、各所属の非常時優先業務を、附属資料2「非常時優先業務 所属別一覧」に示す。

3-2-1. 基本的な考え方

非常時優先業務の設定及び実施については、下記に示す考え方を基本とする。

- 1) 原則として全職員が共通業務及び災害時業務に従事する。
- 2) 優先的平常時業務は地震発生から1日後の開始とする。
- 3) 優先的平常時業務は、業務の中断・遅延により市民サービスへの影響が著しいものを選定する。

3-2-2. 業務範囲

表3-1に示す業務を非常時優先業務として設定した。なお、優先的平常時業務については、各所属への調査を基に各所属で設定している。

表3-1：非常時優先業務の業務内容

地震発生直後に実施すべき初動業務	共通業務※	発災直後に実施すべき初動業務を共通業務とした。
地域防災計画による災害対応業務	災害時業務	「尾道市地域防災計画：附属資料（災害対策本部編成表（2号体制）」で定められた分掌事務を災害時業務とした。
業務継続の必要性が高い平常時業務	優先的平常時業務	「尾道市行政組織規則」で定められた分掌事務を基に、各所属へ調査を行い優先的平常時業務を設定した。
平常時業務		

※共通業務は、広島県業務継続計画ひな形及び東日本大震災で被災した自治体が作成している業務継続計画（仙台市、多賀城市）を参考とした。

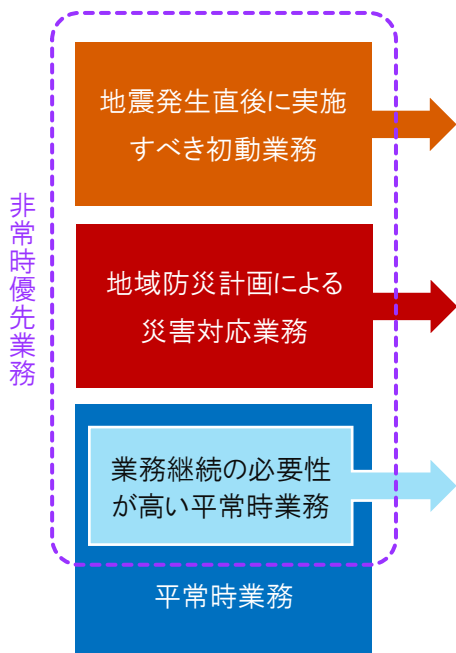


図3-2：業務範囲

3-2-3. 業務の目標開始時間

被害の拡大防止や住民の生命・身体・財産や社会機能への影響を最小限にとどめるため、非常時優先業務の目標開始時間を設定した。目標開始時間の区分は、地震発生から「3時間以内」、「1日以内」、「3日以内」、「2週間以内」、「1ヶ月以内」とした。

目標開始時間の設定手法を表3-2に、設定した目標開始時間を表3-3に示す。

表 3-2 : 目標開始時間の設定手法

共通業務	被災自治体を参考※に目標開始時間を設定
災害時業務	
優先的平常時業務	各所属への調査結果を基に目標開始時間を設定

※その他の参考「広島県業務継続計画ひな型」

表 3-3 : 非常時優先業務の目標開始時間

目標開始時間	3 時間以内	1 日以内	3 日以内	2 週間以内	1 ヶ月以内
共通業務	① 指定避難所の開設・運営 ② 職員の招集・参集状況の把握 ③ 職員の安否確認・被災状況の把握 ④ 所管施設のり災状況の把握 ⑤ 関係機関、本部等の連絡調整 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;">地震発生直後から速やかに各所属で実施する</div>				
災害時業務	地震発生直後から災害対策本部の指示により優先度に応じて実施する				
優先的平常時業務	地震発生から 1 日間は従事しない		各所属で定めた開始時間に従い、業務を実施する		

3-3.非常時優先業務の実施体制

非常時優先業務は業務内容により実施体制が異なる。共通業務、優先的平常時業務については各所属で実施するが、災害時業務については、災害対策本部の指示に従い、非常体制 2 号の班編成により実施する。なお、各所属の非常体制 2 号における担当班については、附属資料 1「組織編制表 非常体制 2 号」に示す。

表 3-4 : 非常時優先業務の実施体制

業務内容	実施体制	留意事項
共通業務	各所属	参集した職員から速やかに実施する
災害時業務	災害対策本部 (非常体制 2 号の班編成)	災害対策本部の指示に従いに実施する
優先的平常時業務	各所属	災害時業務対応外の職員で実施する

4章 職員参集率

4-1. 職員参集の考え方

非常時優先業務を実施するには、職員の参集が必須である。しかし、地震の発生は勤務時間内に限定されない。そのため、勤務時間外の職員参集状況を調査し職員参集率を設定した。なお、職員参集率は非常時優先業務の目標開始時間に合わせ、地震発生からの経過時間ごとに設定した。

4-2. 職員参集率の設定

4-2-1. 算出条件

(1) 参集対象者

- 非常体制2号を基本とし、災害時に独立した活動を実施する消防局、水道局、病院事務局、学校、幼稚園、保育所施設等配置の職員及び広島県等への派遣職員を除く、市職員（750人：平成27年4月現在）を対象とする。
- 地震発生から2日目までは参集場所から20km圏内の職員、3日目以降は全職員を対象とする。

(2) 移動条件

- 地震発生から30分後に参集場所への移動を開始する。
- 地震発生から2日目までは徒歩（3km/時）とし、3日目以降は公共交通の利用を可能とする。
- 島嶼部間を結ぶ橋梁は点検等を考慮し、地震発生から6時間は利用できないこととする。
- 船舶は地震発生から6時間は利用できないこととする。
- 移動距離は自宅から参集場所までの直線距離とする。

(3) 参集場所

- 参集場所は各職員の所属場所とする。
- 自宅近隣施設への参集は考慮しない。

(4) 参集不能率

- 地震発生直後は、被災による混乱や職員の死傷により参集できない場合も考えられることから、地震発生からの経過時間ごとに参集不能率を設定する（表4-1）。

表 4-1：参集不能率

地震発生からの経過時間	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
参集不能率	20%	20%	10%	2%	2%

4-2-2. 算出方法

職員参集率は以下に示す算出方法により設定した。

- 1) 「4-2-1 (1) 参集対象者」と「4-2-1 (2) 移動条件」を基に、自宅から所属場所への参集所要時間を算出
- 2) 参集所要時間を基に、地震発生からの経過時間ごとの参集可能人数を算出
- 3) 地震発生からの経過時間ごとの参集可能人数を下式にあてはめ、職員参集率を設定

$$\text{職員参集率} = \frac{\text{地震発生からの経過時間ごとの参集可能人数} \times (1 - \text{参集不能率})}{\text{対象職員数(750人)}}$$

4-2-3. 職員参集率

表 4-2 に職員参集率を、図 4-1 に職員参集率と職員参集者数の推移を示す。

表 4-2 : 職員参集率

地震発生からの経過時間	3 時間以内	1 日以内	3 日以内	2 週間以内	1 ヶ月以内
参集率	45.4%	77.4%	90.0%	98.0%	98.0%

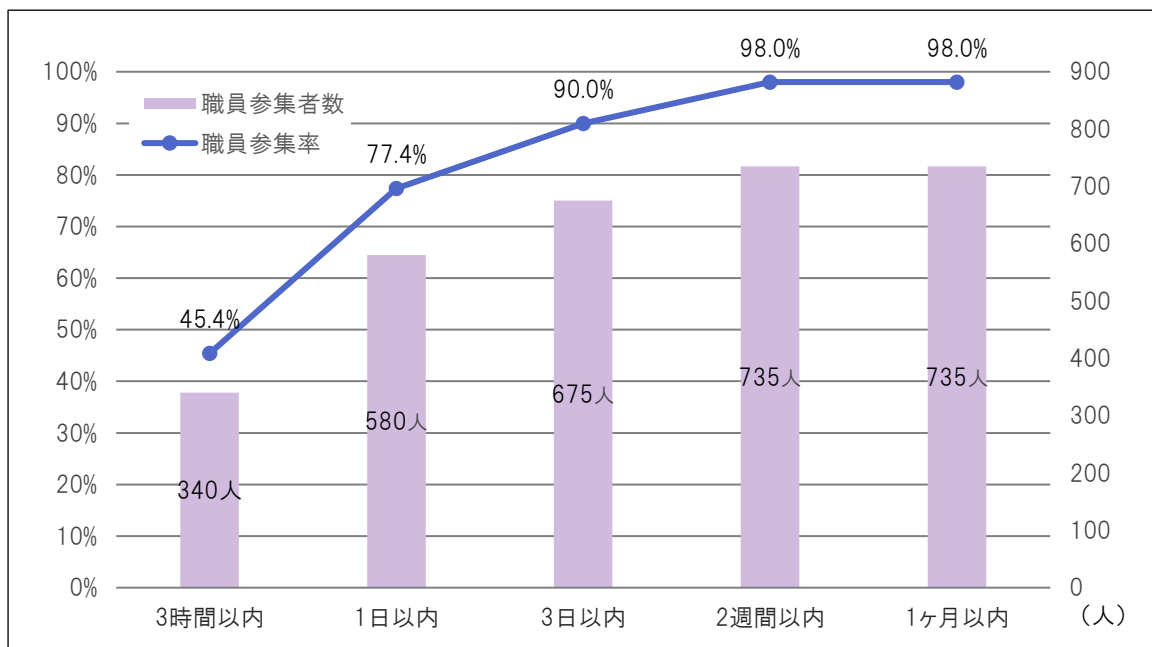


図 4-1 : 職員参集率と職員参集者数の推移

5章 現有資源の課題

本市が所有する物的資源及び人的資源について、想定される被害に対する課題を整理する。

5-1. 物的資源

非常時優先業務の遂行に必要な物的資源についての課題を示す。

5-1-1. 庁舎等

本市が保有する庁舎等の施設に対し、「【参考】大規模地震発生時における施設の利用可否に係る想定手法（広島県）」を基に、庁舎の利用可能性について判定を行った。なお、耐震診断を行った庁舎に対しては、耐震診断の結果を踏まえ耐震ランクを評価する。

表 5-1 に示す利用判定より、大規模地震時に防災拠点として利用できない庁舎等があり、業務の継続実施に支障をきたす可能性があるため、耐震化を進める必要がある。

表 5-1：大規模地震に対する庁舎の利用判定

拠点	竣工年	構造区分	地上階	地下階	想定震度※1	耐震ランク	利用判定
本庁舎	R1年	S	5階	1階	6強	A	可
因島総合支所	R1年	RC造 一部S造	3階	—	6弱	A	可
御調支所	R1年	木造一部S	1階	—	5強	B	可
向島支所	H23年	RC	1階	—	6強	A	可
瀬戸田支所	H21年	RC	1階	—	6弱	A	可
浦崎支所※2	S50年	RC	2階	—	6強	A	可
百島支所	H29年	木造	1階	—	6強	B	不可

※1：想定震度「2章 図 2-1：尾道市役所直下地震(M6.9)震度分布図」より

※2：耐震診断を実施した庁舎

【参考】大規模地震発生時における施設の利用可否に係る想定手法

1. 耐震ランクの判定

構造区分	竣工年(昭和)				
	～S44	S45～S49	S50～S53	S54～S56	S57～
SRC	A				
RC	D	C		B	A
S	D		B		A
木造・その他	D				B

2. 利用施設の判定

(1) ランク評価

耐震ランク	震度6強	震度6弱	震度5強	震度5弱	震度4
A	○	○	○	○	○
B	△	○	○	○	○
C	×	△	○	○	○
D	×	×	△	○	○

(2) 利用可能性の判定

評価	内容	利用判定	
○	利用可能	可	
△	概ね利用可能であるが、一部利用に制限が生じる可能性がある	不可	△の施設は、一部利用制限が生じる可能性があるため、利用判定を不可とする。
×	機能支障をきたす可能性がある		

出典：広島県業務継続計画ひな形

5-1-2. 電力

電力については、市内で9,161軒の停電、庁舎内で3日間の途絶が想定されている。また、本庁舎及び各支所周辺では震度5強～6強の強い揺れが想定されており、電線網が被災する可能性がある。停電した場合、本庁舎及び各支所では、自家発電機へ切り替えられるが、業務実施に必要な電力を確保できない可能性があるため、自家発電機燃料の確保及び自家発電機の確実な整備が必要である。

なお、サーバー室や証明書発行業務担当課については、UPS及び自家発電機から電力供給されるよう端末を接続している。

【想定地震による被災想定（2章より抜粋）】

尾道市全域の被害	9,161軒
庁舎内の被害	3日間途絶

表 5-2：自家発電機の設置状況

設置状況		燃料タンク			
設置場所	設置方法	油種	容量(ℓ)	連続使用可能時間 (電量の使用状況による)	管理担当者
本庁舎	据付	A 重油	110	約 3 日間	総務課
因島総合支所	据付	A 重油	1,950	約 3 日間	因島総合支所 市民生活課
	移動	軽油	7	約 7 時間	
御調支所	移動	ガソリン	18	約 6 時間	御調支所 まちおこし課
向島支所	据付	軽油	85	約 3 時間	向島支所 しまおこし課
瀬戸田支所	据付	軽油	190	約 27 時間	瀬戸田支所 住民福祉課
	据付※	軽油	55	約 24 時間	

・ 各支所にカセットボンベ使用ガス発電機「エネポ」を配備済

※：防災行政無線専用の自家発電機

5-1-3. 通信

通信については、市内で 5,270 回線の不通、庁舎内で 1 日間の途絶が想定されており、回線が利用可能な場合においても、地震発生後からしばらくの間は輻輳が予想される。途絶または輻輳により利用が制限される場合は、本庁舎・支所及び関係機関に設置してある IP 無線機の利用が有効である。IP 無線機はデータ帯域を利用し、音声を小さなパケットに変換したうえで通話を行うため、災害時でも他のユーザーの影響を受けにくく、輻輳の可能性が低いことから、携帯や固定電話が使用できない時でも通話がしやすい。また、通常の電話や衛星電話のように一対一での通話だけでなく、一度に複数人との通話が可能であるため、グループでの情報共有を迅速に行うことができる。

さらに、携帯電話通信設備が被災した場合には、本庁舎・支所に設置してある衛星携帯電話の利用が有効である

【想定地震による被災想定（2章より抜粋）】

尾道市全域の被害	5,270 回線
庁舎内の被害	1 日間途絶

表 5-3 : IP 無線機の設置状況

設置場所	管理担当課	個数	機種
本庁	総務課	1	【設置型】
		4	携帯型
	土木課	5	携帯型
	維持修繕課	5	携帯型
総合福祉センター	健康推進課	1	携帯型
因島総合支所	市民生活課	1	【設置型】
		2	携帯型
御調支所	まちおこし課	1	【設置型】
		2	携帯型
向島支所	しまおこし課	3	携帯型
瀬戸田支所	住民福祉課	1	【設置型】
		2	携帯型
尾道市消防局	警防課	1	携帯型
上下水道局	庶務課	1	携帯型
市民病院	管理課	1	携帯型
みつぎ総合病院	総務課	2	携帯型
竜泉寺ダム	—	1	携帯型

表 5-4 : 衛星携帯電話の設置状況

設置場所	管理担当課	電話番号	設置台数
本庁舎	総務課	080-1644-6027	1
因島総合支所	市民生活課	080-1644-6032	1
御調支所	まちおこし課	080-1644-6030	1
向島支所	しまおこし課	080-1644-6031	1
瀬戸田支所	住民福祉課	080-1644-6033	1
浦崎支所	総務課	080-1644-6029	1
百島支所	総務課	080-1644-6028	1

5-1-4. 防災行政無線

防災行政無線は、同報系と移動系の2系統が整備されており、本庁総務課及び尾道消防防災センター5階通信指令課の操作卓では一斉放送ができるよう設定されている。停電時には自家発電機で利用できるが、燃料の状況により利用が制限される可能性があるとともに、装置等が損傷を

受けると伝達不能となるため、燃料確保等が必要である。

表 5-5：防災行政無線の管理状況

設置場所	機器の種類	保有台数	保守管理委託会社	連絡先
本庁舎	同報系（遠隔制御装置）	1	扶桑電通(株)福山営業所	082-234-5050
尾道消防防災センター	同報系（遠隔制御装置）	1	松電産業(株)	084-923-4642
因島総合支所	同報系	1	扶桑電通(株)福山営業所	084-923-4642
御調支所	同報系	1	松電産業(株)	082-234-5050
瀬戸田支所	同報系	1	扶桑電通(株)福山営業所	084-923-4642

・保守管理委託会社は令和2年度の情報

【防災行政無線の系統】

同報系：屋外拡声器や戸別受信機を介し、市役所から住民等に対して直接、一斉に防災情報や行政情報を伝えるシステムです。

5-1-5. 情報システム

基幹系業務システムの主なサーバーは外部のデータセンターに、その他一部の基幹系業務システム及び情報系業務システムのサーバーは、本庁舎のサーバー室に設置されており、本庁舎及び支所の通信機器を経由して端末に接続されている。情報システムは、電力・通信の影響を受けやすく、庁舎内において電力は3日間、通信は1日間の途絶が想定されている。自家発電機の利用やUPSに接続している一部の端末において、短時間に利用可能となる可能性はあるが、電力・通信の途絶期間は利用が制限される。また、サーバーやパソコン等の損傷により使用不能となる可能性もあるため、設備の耐震対策、燃料確保が必要である。

なお、業務に利用する全ての情報システムについてはバックアップデータを保管している。

【想定地震による被災想定（2章より抜粋）】

庁舎内の被害（電力）	3日間途絶
庁舎内の被害（通信）	1日間途絶

表 5-6：サーバーラックの耐震対策

庁舎	管理課	設置階数	耐震対策
本庁舎	情報システム課	4階	○

5-1-6. 公用車

本庁舎・支所で管理している公用車を表 5-6～表 5-10 に示す。業務実施にあたって、職員の移動手段の確保が必要となるが、車体の損傷による車両不足や燃料不足の可能性があるため、燃料確保等が必要である。また、本庁舎・支所、学校等には原動機付自転車を 67 台配置している。

表 5-7：本庁・支所関係公用車

庁舎	車種						総数
	軽自動車	軽トラック	セダン	バン	トラック	特殊車両	
本庁	25 台	5 台	0 台	30 台	0 台	1 台	61 台
因島総合支所	3 台	1 台	0 台	16 台	1 台	0 台	21 台
御調支所	9 台	1 台	2 台	1 台	0 台	0 台	13 台
向島支所	4 台	1 台	0 台	0 台	0 台	0 台	5 台
瀬戸田支所	1 台	2 台	0 台	12 台	7 台	1 台	23 台

5-1-7. 上下水道

(1) 上水道

市内で予測される断水人口は 118,719 人であり、また、各庁舎においても水道設備の被災が予想され、上水を利用した洗浄ができなくなるなど、衛生環境に影響を及ぼす可能性があるため、衛生機能を確保する必要がある。

【想定地震による被災想定（2 章より抜粋）】

尾道市全域の被害	118,719 人（断水人口）
----------	-----------------

(2) 下水道

下水道については、市内で 5,395 人への影響が予想される。また、「令和 2 年度版尾道市下水道事業業務継続計画」では、浄化センターや前処理施設において、施設及び設備の損傷による運転停止が予想されており、下水道（トイレ等）が利用できなくなる可能性があるため、非常用トイレ等の配備が必要である。

【想定地震による被災想定（2 章より抜粋）】

尾道市全域の被害	5,395 人（影響人口）
----------	---------------

表 5-8 : 下水道施設の被害想定

項目	被害想定
尾道市浄化センター	建屋及び土木構造物は現状の耐震基準を満足していない施設があるため、地震時において建屋及び土木構造物の損壊に伴ない設備が損傷し汚水処理施設の運転停止が予想される。
尾道市御調町中央浄化センター	建屋及び土木構造物は現状の耐震基準を満足していないため、地震時において建屋及び土木構造物の損壊に伴ない設備が損傷し汚水処理施設の運転停止が予想される。
尾道市御調町東部浄化センター	建屋及び土木構造物は現状の耐震基準を満足しているため、汚水処理設備は稼働する。また、自家発燃料は46時間分保有している。
新高山前処理施設	建屋及び土木構造物は現状の耐震基準を満足していないため、地震時において建屋及び土木構造物の損壊に伴ない設備が損傷し、除塵施設の運転停止が予想される。

出典：尾道市下水道事業業務継続計画(H27.4.1 改訂)

5-1-8. ガス

庁舎内でのガスの利用は、本庁舎及び因島総合支所の給湯設備、向島支所（ホール）の一部空調設備であり、業務の継続に影響しないと考える。

5-1-9. 執務スペース

書棚の転倒やガラスの飛散等による被害が発生し、使用不能または業務実施に影響が出る可能性が高い。そのため、安全対策や耐震対策を講じる必要がある。

5-1-10. 従事環境

職員専用の食料、飲料水、毛布等を備蓄していないことから、必要物資を確保する必要がある。

5-1-11. 事務用品

事務用品全般において、地震を想定した在庫管理はしておらず、コピー用紙やトナー等の事務用品が不足する可能性があるため、在庫の確保が必要となる。

5-2.人的資源

5-2-1. 業務に従事する職員

職員参集率を基に、各所属で非常時優先業務に従事する職員数を設定した。非常時優先業務の従事においては、共通業務・災害時業務を優先することから、優先的平常時業務に従事する職員数の不足が考えられる。さらに、地震発生に伴う道路被害状況に応じ、設定した参集率を下回る場合も考えられ、職員の配置計画や交代計画を検討しておく必要がある。

表 5-9 : 職員参集率

地震発生からの経過時間	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
参集率	45.4%	77.4%	90.0%	98.0%	98.0%

表 5-10 : 非常時優先業務に従事する職員の割合

地震発生からの経過時間	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
共通業務・災害時業務に従事する職員の割合	100%	100%	79.4%	72.0%	54.0%
優先的平常時業務に従事する職員の割合	0.0%	0.0%	20.6%	28.0%	46.0%

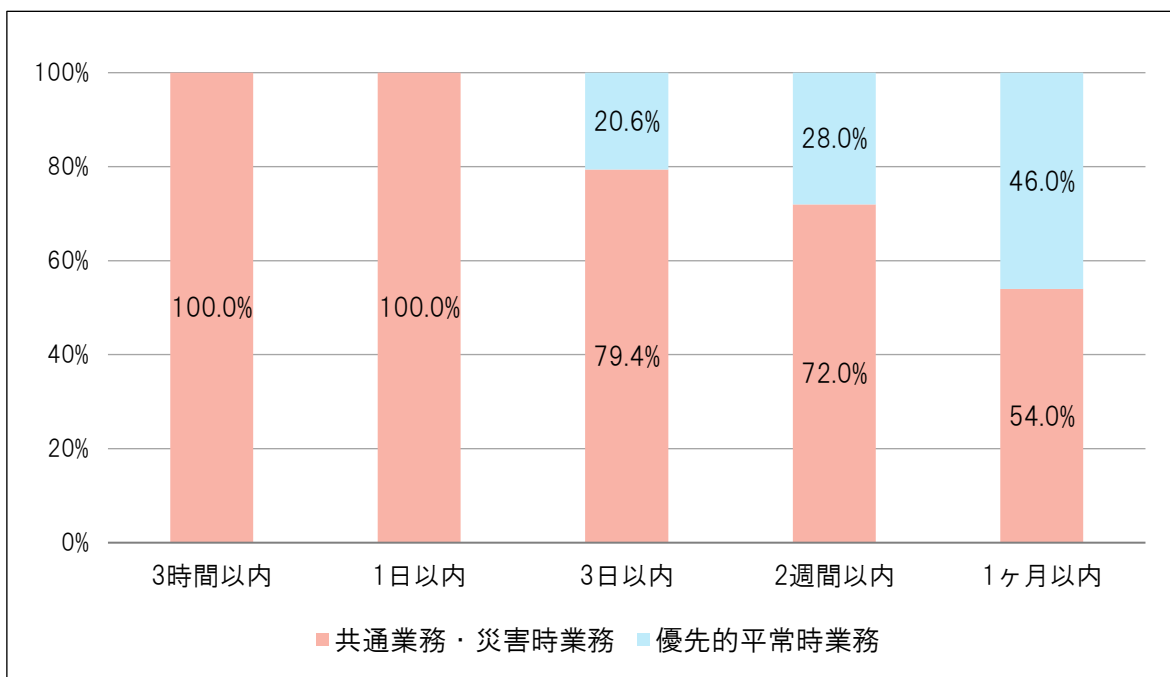


図 5-1 : 非常時優先業務に従事する職員の割合

6章 業務継続のための方策

6-1. 物的資源の確保方策

6-1-1. 庁舎等

【課題】耐震性の低い庁舎において業務の継続実施が困難

確保方策

■短期：早期に着手すべき方策

① 業務実施場所の確保

- 建物の倒壊などにより庁舎が使用できない場合は、本庁舎の代理庁舎として長者原スポーツセンターを、因島総合支所の代理庁舎として芸予文化情報センターを使用する。
- 市民窓口となる施設または執務スペースを確保するとともに、移動する場合は移動先を分かりやすく明示する。

表 6-1：代理庁舎

庁舎		代理庁舎	竣工年	構造区分	耐震性	
本庁舎	⇒	長者原スポーツセンター	H6年	RC	○	新耐震基準
因島総合支所	⇒	芸予文化情報センター	H6年	RC	○	新耐震基準

6-1-2. 電力

【課題】停電時の電力不足

確保方策

■短期：早期に着手すべき方策

- ① 自家発電機の拡充を検討する。
- ② 電気自動車導入による電力確保を検討する。

6-1-3. 通信

【課題】地震発生後の通信途絶や輻輳に伴う不通

確保方策

■短期：早期に着手すべき方策

① 衛星携帯電話の利用ルール周知

- 利用時に混乱が生じないよう、衛星携帯電話の電話番号や災害発生時の利用ルールを明確にし、職員へ周知する。

■長期：長期的に取り組むべき方策

① 衛星携帯電話の配備

- 本庁舎及び各支所の設置台数が1台であるため、追加配備を検討する。

6-1-4. 防災行政無線

【課題】設備の損傷に伴う伝達不能

確保方策

■短期：早期に着手すべき方策

① 伝達手段の周知

- 防災行政無線が利用できない場合の伝達手段を職員へ周知する。

表 6-3：防災行政無線以外の伝達手段

1	テレビ放送（尾道ケーブルテレビを含む）
2	ラジオ放送（エフエムおのみちを含む）
3	有線放送（農協・町内会等）
4	緊急速報メール（エリアメール）
5	安全・安心メール（登録制）
6	LINE
7	市ホームページ
8	広報車・消防団による広報
9	Twitter（尾道市役所災害情報発進ツイッター）
10	電話・FAX
11	IP無線機・衛星携帯電話
12	消防団・警察・自主防災組織・近隣住民等による声かけ

■長期：長期的に取組むべき方策

① 伝達手段の多重化

- 適宜、機器の更新を図るとともに、新たな伝達手段の確保を検討する。

6-1-5. 情報システム

【課題】サーバー及びシステム等の利用制限

確保方策

■短期：早期に着手すべき方策

① システムの早期復旧体制の強化

- 早期復旧に向けて通信業者との連携体制を強化する。

■長期：長期的に取組むべき方策

クラウドサービスやデータセンターを利用し遠隔地に設置するシステムと、本庁舎サーバー室に設置するシステムの配分と電源や通信の冗長化をあわせて検討し、システム停止を最小限にとどめる機器構成とする。

6-1-6. 公用車

【課題】燃料や車両の不足

確保方策

■短期：早期に着手すべき方策

- ① 協定先からの燃料確保
 - ・ 市内登録業者及び広島県石油商業組合加盟店から優先的に供給を受ける体制を構築する。

■長期：長期的に取組むべき方策

- ① 車種の多様化
 - ・ 車両燃料をガソリンのみに頼ることのないよう、電気自動車やハイブリットカーの導入を検討する。
- ② 車両協定の検討
 - ・ 必要車両が確保できるよう、近隣のレンタカー会社等と車両提供の協定を検討する。

6-1-7. 上下水道

【課題】衛生機能の低下

確保方策

■短期：早期に着手すべき方策

- ① 衛生機能の確保
 - ・ 水以外を利用した洗浄方法の検討や、アルコール等の消毒液を確保する。
- ② 簡易トイレの確保検討
 - ・ 職員用の簡易トイレ及び仮設トイレ、トイレ用品の調達検討を行う。

■長期：長期的に取組むべき方策

- ① 水道施設、配管等の耐震化
 - ・ 水道設備の損傷が軽微なものとなるよう、設備の耐震化を図る。

6-1-8. 執務スペース

【課題】執務スペースの被災及び備品の破損

確保方策

■短期：早期に着手すべき方策

- ① 執務スペースの耐震対策
 - ・ 書棚及びキャビネット類の固定、ガラス類の破損・飛散防止、高所の荷物撤去など可能な限りの耐震対策を進める。
- ② 執務環境を復旧するための機材の確保
 - ・ 転倒・破損した備品等の復旧に必要となるパールやビニールシート等の機材を備蓄する。

■長期：長期的に取り組むべき方策

- ① 庁舎の安全対策
- 執務スペースの安全対策を行う。

6-1-9. 従事環境

【課題】職員用物資の不足

確保方策

■短期：早期に着手すべき方策

- ① 職員各自による備蓄
- 必要な物資を職員各自で確保するよう周知する。

■長期：長期的に取り組むべき方策

- ① 職員用備蓄及び備蓄倉庫の設置検討
- 職員専用の食料、飲料水、毛布等について、本庁・支所ごとに備蓄できるよう検討を行う。

6-1-10. 事務用品

【課題】事務用品の不足

確保方策

■短期：早期に着手すべき方策

- ① 事務消耗品等の在庫確保
- コピー用紙、ボールペン、プリンタートナーなど、業務実施に必要となる事務用品をリストアップし、1ヶ月程度の在庫確保に努める。

■長期：長期的に取り組むべき方策

- ① 確保体制の強化
- 事務用品取り扱い業者との協定を強化し、優先的に供給を受ける体制を構築する。

6-2.人的資源の確保方策

【課題1】業務に従事する職員の不足

確保方策

■短期：早期に着手すべき方策

- ① 職員配置計画の検討
 - 各所属の参集者数を基に、非常時優先業務を実施するための職員配置計画を検討する。
 - 職員配置計画の検討にあたっては、非常体制 2 号の班体制を基本として災害対策本部が配置を検討する。
- ② 外部機関への応援要請及び応援職員の配置計画検討
 - 外部機関との応援要請体制を構築する。
 - 調達した人員が速やかに業務を実施できるよう、配置計画を検討する。

【応援要請機関】

- 広島県（広島県危機管理課、広島県東部建設事務所）、市町
- 国（福山河川国道事務所、尾道海上保安部、自衛隊）
- 緊急消防援助隊
- 災害協定締結者
- ボランティア団体

■長期：長期的に取り組むべき方策

- ① 非常時優先業務の更なる絞り込み
 - 職員が不足する場合でも最低限の業務実施が可能となるよう、非常時優先業務、特に優先的平常時業務の更なる絞り込みを検討する。

【課題2】勤務時間外による参集の遅延

確保方策

■短期：早期に着手すべき方策

- ① 迅速な参集及び連絡
 - 各所属において、地震発生時の参集手段や連絡体制を明確にし、職員へ周知する。
- ② 尾道市災害時初動対応マニュアルの周知
 - 地震発生時の初動が円滑に実施できるよう、マニュアルを職員へ周知する。

【課題3】長時間勤務に伴う職員の健康疾患

確保方策

■短期：早期に着手すべき方策

① 勤務体制等の検討

- 長時間勤務により職員の健康が損なわれないよう、交代勤務体制や休養時間等を検討する。

② 休憩室の確保

- 休憩場所に食料や毛布などの必要物資の確保も検討する。

■長期：長期的に取り組むべき方策

① 職員の安全管理

- 被害調査などで出動する職員に対して、現場での不測事態に対応できるよう、安全管理や連絡体制を検討する。

② 職員のメンタル管理

- 精神的ショックや疲労を緩和することが必要であるため、カウンセリング場所やカウンセラーの確保を検討する。

7章 その他非常対応

7-1.来庁者への対応

勤務時間内の地震発生においては、来庁者への対応が必要であり、来庁者の安全を確保し負傷者を搬送するなどの対応が求められる。各庁舎において、来庁者を安全な場所へと誘導し、被害状況が分かるまで一時待機させ、その後の行動については災害対策本部の指示に従う。

なお、来庁者が帰宅困難となった場合は、交通機関や道路状況及び避難所に関する情報を発信すると共に、水、毛布、トイレ等の必要物資を提供する。

7-2.津波発生時の対応

津波により庁舎が使用できない場合は、代理庁舎として表 7-2 に示す施設を使用する。

表 7-1：津波により影響を受ける庁舎

庁舎	海拔	建物		敷地	
		浸水	予測される浸水深	浸水	予測される浸水深
本庁舎	建物 3.8m 敷地 2.7m	○	—	×	1.0m～2.0m 未満
因島総合支所	2.9m	○	—	○	0.5m～1.0m 未満
御調支所	80m	○	—	○	—
向島支所	3.3m	○	—	○	—
瀬戸田支所	3.3m	×	0.5m 未満	×	0.5m 未満
浦崎支所	1.4m	×	1.0m～2.0m 未満	×	2.0m～5.0m 未満
百島支所	4.5m	○	—	○	—

表 7-2：津波発生時の代理庁舎

庁舎等	海拔	建物の耐震性	建物・敷地	
			浸水	予測される浸水深
長者原スポーツセンター	130m	○	○	—
芸予文化情報センター	23m	○	○	—

【浸水の凡例】 ○：浸水しない / ×：浸水する

※建物・敷地の浸水深「尾道市総合防災マップ」より

8章 今後の取組み

8-1.計画の運用

業務継続の実現に向け、大規模地震の発生に伴う様々なリスクを想定し、平常時から準備に努める必要がある。そのため、本計画を基に「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」を意識した活動を実施し、継続的な計画の改善や更新を行うことで業務継続力の向上を図る。

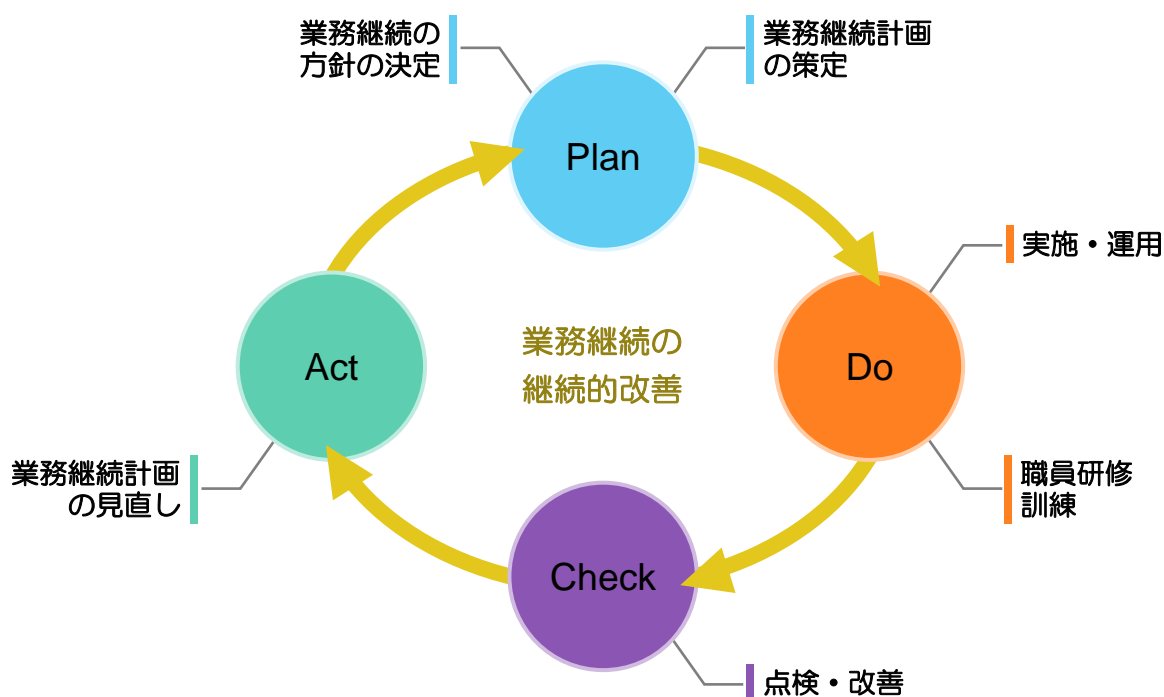


図 8-1：業務改善計画の運用

8-2.業務継続体制の向上

8-2-1. 教育・訓練の実施 (Plan・Do)

(1) 計画の理解、周知

総務部総務課は研修会などの実施により、各所属へ業務継続計画の周知を図る。また、各職員は、被災時に非常時優先業務が円滑に実施されるよう、その業務内容や自己の役割について十分理解し、各所属の情報を共有する。

(2) 業務継続マニュアルの策定

尾道市業務継続計画は、全庁的な共通課題への対応について取りまとめている。業務継続計画を運用し、各所属で非常時優先業務を迅速かつ、より円滑に実施するために、個別の課題を含め、所属ごとの「業務継続マニュアル」を策定する。

(3) 訓練等の実施

職員一人ひとりが、災害時に担当する役割や施設などの資源の制約について、平常時から理解し、職員個人の能力を向上させるとともに、組織的な対応力の向上を図っていくため、計画を基にした訓練を実施する。

(4) 情報の共有及び連携

業務継続体制の向上にあたっては、職員のみならず、国・県・その他関係機関等との連携が必要不可欠である。災害時に必要な情報を円滑に共有するためにも支援体制の構築を図る。

8-2-2. 計画の点検、見直し (Check・Act)

(1) 計画の点検

今後発生が予測される大規模地震や、国や研究機関などの分析によって明らかとなる防災対策の課題や教訓を踏まえ、計画内容を点検する。

(2) 計画の見直し

非常時優先業務や参集職員等は、組織改変や人事異動等により変化しうるものであることから、概ね年1回の見直しを行う。

また、下記に示す場合においても計画の見直しを行う。

- 1) 地域防災計画等周辺計画の修正により、本計画に不整合が生じた場合
- 2) 市の組織体制、所管事務に変更があった場合
- 3) 訓練・研修会等を実施した結果、改善点が生じた場合
- 4) 国・県の方針、社会情勢の大きな変化に伴う見直しが必要となった場合
- 5) その他、計画の見直しが必要であると市長が認めた場合

附属資料1

組織編制表 非常体制2号

組織編制表（非常体制 2 号）

非常体制 2 号		平常時の所属名	
本部	総括班	○総務課 ○因島総合支所市民生活課 ○御調支所まちおこし課	○情報システム課 ○瀬戸田支所住民福祉課 ○向島支所しまおこし課
	職員班	○職員課	
	企画班	○政策企画課	
	広報班	○秘書広報課 ○選挙管理委員会事務局	○議会事務局 ○監査事務局
	経理班	○財政課	○会計課
	調査班	○市民税課 ○収納課	○資産税課
	庶務班	○浦崎支所	○百島支所
	応援班	○美術館	
支部	—	○因島総合支所 ○向島支所	○瀬戸田支所 ○御調支所
消防部	消防班	○消防局 ○尾道消防署 ○因島消防署	○尾道西消防署 ○消防団
応急対策部	庶務班	○契約課 ○用地課	○まちづくり推進課
	土木班	○土木課 ○因島総合支所しまおこし課 ○御調支所まちおこし課 ○瀬戸田支所しまおこし課	○維持修繕課 ○因島総合支所施設管理課 ○向島支所しまおこし課
	輸送対策班	○土木課	○維持修繕課
	建築班	○建築課	
	港湾班	○港湾振興課	
福祉・医療対策部	災害救助班	○社会福祉課 ○子育て支援課 ○御調保健福祉センター ○瀬戸田支所住民福祉課	○高齢者福祉課 ○因島福祉課 ○向島支所しまおこし課
	医療班	○市民病院経営企画課 ○市民病院医事課 ○みつき総合病院事務局 ○健康推進課	○市民病院総務人事課 ○市民病院看護部 ○みつき総合病院看護部 ○御調保健福祉センター
市民生活部	食料班	○市民課 ○人権推進課	○保険年金課 ○因島総合支所市民生活課
	衛生班	○環境政策課 ○衛生施設センター	○清掃事務所 ○南部清掃事務所
産業部	農林水産班	○農林水産課	○農業委員会事務局
	商工観光班	○商工課	○観光課
教育部	庶務班	○庶務課	○因島瀬戸田地域教育課
	教育班	○学校経営企画課 ○因島瀬戸田地域教育課	○教育指導課
	社会教育班	○生涯学習課 ○因島瀬戸田地域教育課	○文化振興課
水道部	庶務班	○庶務課	
	技術班	○工務課	○浄水課
	下水道班	○下水道課	

附属資料2

非常時優先業務 所属別一覧

- 企画財政部 資-2
- 総務部 資-4
- 市民生活部 資-6
- 福祉保健部 資-9
- 産業部 資-14
- 建設部 資-16
- 都市部 資-18
- 因島総合支所 資-19
- 御調支所 資-21
- 向島支所 資-23
- 瀬戸田支所 資-25
- 会計課 資-27
- 議会事務局 資-28
- 監査事務局 資-29
- 選挙管理委員会事務局 資-30
- 農業委員会事務局 資-31
- 教育総務部 資-32
- 学校教育部 資-33

非常時優先業務の実施体制

業務内容	実施体制	留意事項
共通業務	各所属	参集した職員から速やかに実施する
災害時業務	災害対策本部 (非常体制 2 号の班編成)	災害対策本部の指示に従い実施する
優先的平常時業務	各所属	災害時業務対応外の職員で実施する

非常時優先業務 所属別一覧（企画財政部）

所属		非常時優先業務		目標開始時間				
部	課	業務区分	分掌事務	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
企画財政部	政策企画課	共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
企画財政部	政策企画課	共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
企画財政部	政策企画課	共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
企画財政部	政策企画課	共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
企画財政部	政策企画課	共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
企画財政部	政策企画課	災害時業務	本部長の指揮命令の伝達に関する事	●	○	○	○	○
企画財政部	政策企画課	災害時業務	応急対策計画の企画立案に関する事	●	○	○	○	○
企画財政部	政策企画課	災害時業務	本部長の特命に関する事	●	○	○	○	○
企画財政部	文化振興課	共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
企画財政部	文化振興課	共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
企画財政部	文化振興課	共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
企画財政部	文化振興課	共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
企画財政部	文化振興課	共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
企画財政部	文化振興課	災害時業務	災害応急対策全般の応援に関する事	●	○	○	○	○
企画財政部	文化振興課	優先的平常時業務	尾道遺跡発掘調査研究所の管理及び運営に関する事				●	○
企画財政部	文化振興課	優先的平常時業務	囲碁のまちづくり推進事業に関する事				●	○
企画財政部	文化振興課	優先的平常時業務	尾道市史編さん資料及び市史に関する事					●
企画財政部	文化振興課	優先的平常時業務	芸術文化の振興に関する事					●
企画財政部	文化振興課	優先的平常時業務	芸術文化活動の推進及び指導に関する事					●
企画財政部	文化振興課	優先的平常時業務	文化団体との連絡調整及び指導に関する事					●
企画財政部	文化振興課	優先的平常時業務	文化財保護行政の推進及び保護活動に関する事					●
企画財政部	文化振興課	優先的平常時業務	文化財の伝承・保存事業に関する事					●
企画財政部	文化振興課	優先的平常時業務	文化財の発掘調査、資料収集及び指定に関する事					●
企画財政部	文化振興課	優先的平常時業務	埋蔵文化財の届出及び指示に関する事					●
企画財政部	文化振興課	優先的平常時業務	社会教育施設(芸術文化施設に限る)の設置及び廃止並びに管理及び運営に関する事					●
企画財政部	文化振興課	優先的平常時業務	文化ホールの管理及び運営に関する事					●
企画財政部	文化振興課	優先的平常時業務	文化ホールにおける自主事業の調査研究及び実施に関する事					●
企画財政部	財政課	共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
企画財政部	財政課	共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
企画財政部	財政課	共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
企画財政部	財政課	共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
企画財政部	財政課	共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
企画財政部	財政課	災害時業務	災害対策本部の経理に関する事			●	○	○
企画財政部	財政課	災害時業務	災害対策資材その他物品の購入並びに出納に関する事			●	○	○
企画財政部	財政課	災害時業務	住宅被災者に対する融資等に関する事			●	○	○
企画財政部	財政課	災害時業務	中小企業被災者に対する融資に関する事			●	○	○
企画財政部	財政課	優先的平常時業務	財政計画に関する事				●	○
企画財政部	財政課	優先的平常時業務	各種会計の総合調整に関する事				●	○
企画財政部	財政課	優先的平常時業務	歳入歳出予算の編成及び経理に関する事				●	○
企画財政部	財政課	優先的平常時業務	予備費の管理及び予算の流用等に関する事				●	○
企画財政部	財政課	優先的平常時業務	地方交付税に関する事					●
企画財政部	財政課	優先的平常時業務	市債に関する事					●
企画財政部	財政課	優先的平常時業務	一時借入金その他資金計画に関する事					●
企画財政部	財政課	優先的平常時業務	物品の購入及び調達に関する事					●
企画財政部	財政課	優先的平常時業務	物品の検収に関する事					●
企画財政部	財政課	優先的平常時業務	物品の貸借及び修繕に関する事					●
企画財政部	財政課	優先的平常時業務	公有財産の総括的管理に関する事					●
企画財政部	財政課	優先的平常時業務	財産台帳の調整及び保管に関する事					●
企画財政部	財政課	優先的平常時業務	普通財産の取得、管理、貸借及び処分に関する事					●
企画財政部	財政課	優先的平常時業務	市有財産の損害保険に関する事					●
企画財政部	市民税課	共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
企画財政部	市民税課	共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
企画財政部	市民税課	共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
企画財政部	市民税課	共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
企画財政部	市民税課	共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
企画財政部	市民税課	災害時業務	被害の調査に関する事	●	○	○	○	○
企画財政部	市民税課	優先的平常時業務	国民健康保険料の賦課及び減免に関する事			●	○	○
企画財政部	市民税課	優先的平常時業務	後期高齢者医療保険料の賦課、減免その他各種届出書の受付に関する事			●	○	○
企画財政部	市民税課	優先的平常時業務	軽自動車税の賦課及び減免に関する事			●	○	○
企画財政部	市民税課	優先的平常時業務	原動機付自転車の標識に関する事			●	○	○
企画財政部	市民税課	優先的平常時業務	市民税、県民税の賦課及び減免に関する事			●	○	○
企画財政部	市民税課	優先的平常時業務	その他市民税、県民税に関する事			●	○	○
企画財政部	市民税課	優先的平常時業務	介護保険料の賦課及び減免に関する事			●	○	○
企画財政部	市民税課	優先的平常時業務	国民健康保険料の賦課及び減免の受付に関する事			●	○	○

非常時優先業務 所属別一覧（企画財政部）

所属		非常時優先業務		目標開始時間				
部	課	業務区分	分掌事務	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
企画財政部	市民税課	優先的平常時業務	市民税、県民税(特別徴収に係るものを除く)の賦課及び減免の受付に関する事			●	○	○
企画財政部	市民税課	優先的平常時業務	軽自動車税の賦課及び減免の受付に関する事			●	○	○
企画財政部	市民税課	優先的平常時業務	原動機付自転車の標識に関する事			●	○	○
企画財政部	市民税課	優先的平常時業務	市税等の証明に関する事			●	○	○
企画財政部	市民税課	優先的平常時業務	納税の証明に関する事			●	○	○
企画財政部	市民税課	優先的平常時業務	税部門の総括及び調整に関する事				●	○
企画財政部	市民税課	優先的平常時業務	国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納に関する事				●	○
企画財政部	市民税課	優先的平常時業務	市税の収納に関する事				●	○
企画財政部	市民税課	優先的平常時業務	税務行政の基本的事項の調査、研究及び企画に関する事					●
企画財政部	資産税課	共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
企画財政部	資産税課	共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
企画財政部	資産税課	共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
企画財政部	資産税課	共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
企画財政部	資産税課	共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
企画財政部	資産税課	災害時業務	被害の調査に関する事	●	○	○	○	○
企画財政部	資産税課	優先的平常時業務	資産関係の証明閲覧等に関する事					●
企画財政部	資産税課	優先的平常時業務	固定資産税及び都市計画税の更正決定、納期変更及び減免等に関する事					●
企画財政部	資産税課	優先的平常時業務	固定資産税及び都市計画税の更正決定、納期変更及び減免等に関する事					●
企画財政部	資産税課	優先的平常時業務	資産関係の閲覧等に関する事					●
企画財政部	資産税課	優先的平常時業務	市税の証明に関する事					●
企画財政部	収納課	共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
企画財政部	収納課	共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
企画財政部	収納課	共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
企画財政部	収納課	共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
企画財政部	収納課	共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
企画財政部	収納課	災害時業務	被害の調査に関する事	●	○	○	○	○
企画財政部	収納課	優先的平常時業務	市税の収納管理に関する事			●	○	○
企画財政部	収納課	優先的平常時業務	国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納管理に関する事			●	○	○
企画財政部	収納課	優先的平常時業務	市税等の証明に関する事			●	○	○
企画財政部	収納課	優先的平常時業務	その他徴収事務に関する事				●	○
企画財政部	収納課	優先的平常時業務	口座振替に関する事				●	○
企画財政部	収納課	優先的平常時業務	不納欠損、執行停止及び徴収猶予に関する事					●
企画財政部	収納課	優先的平常時業務	市税の徴収及び督促に関する事					●
企画財政部	収納課	優先的平常時業務	国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収及び督促に関する事					●
企画財政部	収納課	優先的平常時業務	滞納処分及び交付要求に関する事					●
企画財政部	収納課	優先的平常時業務	他の主管に属さない税外諸収入金の収納管理に関する事					●
企画財政部	収納課	優先的平常時業務	不納欠損、執行停止及び徴収猶予に伴う台帳の整理に関する事					●
企画財政部	収納課	優先的平常時業務	決算資料の調整に関する事					●
企画財政部	収納課	優先的平常時業務	他の主管に属さない税外諸収入金の徴収及び督促に関する事					●

非常時優先業務 所属別一覧（総務部）

所属		非常時優先業務		目標開始時間				
部	課	業務区分	分掌事務	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
総務部	総務課	共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
総務部	総務課	共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
総務部	総務課	共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
総務部	総務課	共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
総務部	総務課	共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
総務部	総務課	災害時業務	災害対策本部の運営に関する事	●	○	○	○	○
総務部	総務課	災害時業務	本部会議に関する事	●	○	○	○	○
総務部	総務課	災害時業務	防災会議及び関係機関との連絡調整に関する事	●	○	○	○	○
総務部	総務課	災害時業務	各部の総合調整及び連絡に関する事	●	○	○	○	○
総務部	総務課	災害時業務	気象情報の収集及び通報に関する事	●	○	○	○	○
総務部	総務課	災害時業務	各部からの災害情報及び被害報告の取りまとめに関する事	●	○	○	○	○
総務部	総務課	災害時業務	応援派遣の要請に関する事	●	○	○	○	○
総務部	総務課	災害時業務	公用車両の配車計画に関する事	●	○	○	○	○
総務部	総務課	災害時業務	支所との連絡調整及び情報伝達に関する事	●	○	○	○	○
総務部	総務課	災害時業務	自主防災組織の育成・支援に関する事	●	○	○	○	○
総務部	総務課	災害時業務	避難の勧告及び指示に関する事	●	○	○	○	○
総務部	総務課	災害時業務	各種庁内情報システムのデータ・ネットワークの保全	●	○	○	○	○
総務部	総務課	災害時業務	部の庶務に関する事			●	○	○
総務部	総務課	災害時業務	防災ボランティアに関する事			●	○	○
総務部	総務課	優先的平常時業務	庁舎等の管理及び取締りに関する事			●	○	○
総務部	総務課	優先的平常時業務	庁舎等の付帯施設の操作及び管理に関する事			●	○	○
総務部	総務課	優先的平常時業務	文書物件の収発、発送及び整理保存に関する事			●	○	○
総務部	総務課	優先的平常時業務	浦崎支所の運営に関する事			●	○	○
総務部	総務課	優先的平常時業務	百島支所の運営に関する事			●	○	○
総務部	総務課	優先的平常時業務	条例、規則及び規程等の審査に関する事				●	○
総務部	総務課	優先的平常時業務	法令、例規等の解釈及び適用に関する事				●	○
総務部	総務課	優先的平常時業務	公印の総括管理に関する事				●	○
総務部	総務課	優先的平常時業務	文書事務の指導に関する事				●	○
総務部	総務課	優先的平常時業務	文書の審査に関する事				●	○
総務部	総務課	優先的平常時業務	街灯の設置及び管理に関する事				●	○
総務部	総務課	優先的平常時業務	防犯対策等に関する事				●	○
総務部	総務課	優先的平常時業務	庁用交換電話に関する事					●
総務部	総務課	優先的平常時業務	庁用自動車の総括的管理に関する事					●
総務部	総務課	優先的平常時業務	庁用自動車の交通事故の処理に関する事					●
総務部	総務課	優先的平常時業務	庁用自動車の損害保険に関する事					●
総務部	総務課	優先的平常時業務	駐車場に関する事					●
総務部	総務課	優先的平常時業務	来庁者の案内及び連絡に関する事					●
総務部	秘書広報課	共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
総務部	秘書広報課	共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
総務部	秘書広報課	共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
総務部	秘書広報課	共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
総務部	秘書広報課	共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
総務部	秘書広報課	災害時業務	災害及び被害情報の広報に関する事	●	○	○	○	○
総務部	秘書広報課	災害時業務	気象情報の周知に関する事	●	○	○	○	○
総務部	秘書広報課	災害時業務	被災者の安否問い合わせに関する事	●	○	○	○	○
総務部	秘書広報課	災害時業務	本部長及び副本部長の秘書に関する事	●	○	○	○	○
総務部	秘書広報課	災害時業務	議会災害対策会議に関する事	●	○	○	○	○
総務部	秘書広報課	災害時業務	尾道市議会との連携に関する事			●	○	○
総務部	秘書広報課	災害時業務	被災者相談窓口設置に関する事			●	○	○
総務部	秘書広報課	災害時業務	災害視察者、見舞者の応援に関する事			●	○	○
総務部	情報システム課	共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
総務部	情報システム課	共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
総務部	情報システム課	共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
総務部	情報システム課	共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
総務部	情報システム課	共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
総務部	情報システム課	災害時業務	災害対策本部の運営に関する事	●	○	○	○	○
総務部	情報システム課	災害時業務	本部会議に関する事	●	○	○	○	○
総務部	情報システム課	災害時業務	防災会議及び関係機関との連絡調整に関する事	●	○	○	○	○
総務部	情報システム課	災害時業務	各部の総合調整及び連絡に関する事	●	○	○	○	○
総務部	情報システム課	災害時業務	気象情報の収集及び通報に関する事	●	○	○	○	○
総務部	情報システム課	災害時業務	各部からの災害情報及び被害報告の取りまとめに関する事	●	○	○	○	○
総務部	情報システム課	災害時業務	応援派遣の要請に関する事	●	○	○	○	○
総務部	情報システム課	災害時業務	公用車両の配車計画に関する事	●	○	○	○	○
総務部	情報システム課	災害時業務	支所との連絡調整及び情報伝達に関する事	●	○	○	○	○
総務部	情報システム課	災害時業務	自主防災組織の育成・支援に関する事	●	○	○	○	○
総務部	情報システム課	災害時業務	避難の勧告及び指示に関する事	●	○	○	○	○
総務部	情報システム課	災害時業務	各種庁内情報システムのデータ・ネットワークの保全	●	○	○	○	○
総務部	情報システム課	災害時業務	部の庶務に関する事			●	○	○

非常時優先業務 所属別一覧（総務部）

所属		非常時優先業務		目標開始時間				
部	課	業務区分	分掌事務	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
総務部	情報システム課	災害時業務	防災ボランティアに関すること			●	○	○
総務部	情報システム課	優先的平常時業務	情報システムの運営に関すること			●	○	○
総務部	情報システム課	優先的平常時業務	情報システムに係る個人情報の保護に関すること			●	○	○
総務部	情報システム課	優先的平常時業務	情報セキュリティに関すること			●	○	○
総務部	情報システム課	優先的平常時業務	情報資産及び基盤の管理に関すること				●	○
総務部	職員課	共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
総務部	職員課	共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
総務部	職員課	共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
総務部	職員課	共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
総務部	職員課	共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
総務部	職員課	災害時業務	本部職員の宿舎及び給食に関すること	●	○	○	○	○
総務部	職員課	災害時業務	本部職員の動員計画に関すること	●	○	○	○	○
総務部	職員課	災害時業務	応援班の編成に関すること	●	○	○	○	○
総務部	職員課	災害時業務	職員の公務災害補償に関すること			●	○	○
総務部	職員課	優先的平常時業務	行政組織及び事務分掌に関すること				●	○
総務部	職員課	優先的平常時業務	行政事務の総合調整及び総合的管理に関すること				●	○
総務部	職員課	優先的平常時業務	事務委任に関すること				●	○
総務部	職員課	優先的平常時業務	職員の福利厚生に関すること				●	○
総務部	職員課	優先的平常時業務	職員の衛生管理に関すること				●	○
総務部	職員課	優先的平常時業務	退職料及び遺族扶助料に関すること				●	○
総務部	職員課	優先的平常時業務	その他諸給与、給付に関すること				●	○
総務部	職員課	優先的平常時業務	職員の任免、分限、懲戒、服務及び表彰に関すること				●	○
総務部	職員課	優先的平常時業務	職員の勤務時間その他勤務条件の基準に関すること				●	○
総務部	職員課	優先的平常時業務	市町村職員共済組合に関すること					●
総務部	職員課	優先的平常時業務	職員の諸給与その他給付の決定及び裁定に関すること					●
総務部	職員課	優先的平常時業務	職員の退職手当に関すること					●
総務部	職員課	優先的平常時業務	職員の諸控除金に関すること					●
総務部	職員課	優先的平常時業務	職員の定数及び配置に関すること					●
総務部	職員課	優先的平常時業務	職員互助会に関すること					●

非常時優先業務 所属別一覧（市民生活部）

所属		非常時優先業務		目標開始時間				
部	課	業務区分	分掌事務	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
市民生活部	人権推進課	共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
市民生活部	人権推進課	共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
市民生活部	人権推進課	共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
市民生活部	人権推進課	共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
市民生活部	人権推進課	共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
市民生活部	人権推進課	災害時業務	被災者及び災害応急対策に従事する者の応急食料の確保及び配給に関する事	●	○	○	○	○
市民生活部	人権推進課	災害時業務	被災世帯の調査に関する事		●	○	○	○
市民生活部	人権推進課	優先的平常時業務	人権文化センター、因島ふれあいセンター及び因島三庄ふれあいセンター運営の企画及び調整に関する事			●	○	○
市民生活部	人権推進課	優先的平常時業務	人権に係る諸施策の企画、推進及び総合調整に関する事			●	○	○
市民生活部	人権推進課	優先的平常時業務	人権相談員に関する事			●	○	○
市民生活部	人権推進課	優先的平常時業務	尾道市人権擁護委員会に関する事					●
市民生活部	人権推進課	優先的平常時業務	男女共同参画に係る諸制度の企画、推進及び総合調整に関する事					●
市民生活部	市民課	共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
市民生活部	市民課	共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
市民生活部	市民課	共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
市民生活部	市民課	共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
市民生活部	市民課	共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
市民生活部	市民課	災害時業務	被災者及び災害応急対策に従事する者の応急食料の確保及び配給に関する事	●	○	○	○	○
市民生活部	市民課	災害時業務	被災世帯の調査に関する事		●	○	○	○
市民生活部	市民課	優先的平常時業務	戸籍に関する事			●	○	○
市民生活部	市民課	優先的平常時業務	住民基本台帳及び戸籍の附票に関する事			●	○	○
市民生活部	市民課	優先的平常時業務	住民の印鑑に関する事			●	○	○
市民生活部	市民課	優先的平常時業務	外国人の在留管理に係る届出及び特別永住許可申請に関する事			●	○	○
市民生活部	市民課	優先的平常時業務	埋火葬許可、斎場使用許可及び火葬場使用許可に関する事			●	○	○
市民生活部	市民課	優先的平常時業務	死産の届出に関する事			●	○	○
市民生活部	市民課	優先的平常時業務	国民健康保険被保険者資格届の受付に関する事			●	○	○
市民生活部	市民課	優先的平常時業務	後期高齢者医療被保険者資格届の受付に関する事			●	○	○
市民生活部	市民課	優先的平常時業務	国民年金被保険者資格届の受付に関する事			●	○	○
市民生活部	市民課	優先的平常時業務	介護保険被保険者資格届の受付に関する事			●	○	○
市民生活部	市民課	優先的平常時業務	各支所との連携事務			●	○	○
市民生活部	市民課	優先的平常時業務	自動車臨時運行許可に関する事				●	○
市民生活部	市民課	優先的平常時業務	成年被後見人名簿、準禁治産宣告者名簿及び破産者名簿に関する事				●	○
市民生活部	市民課	優先的平常時業務	一般旅券発給申請の受理及び一般旅券の交付に関する事				●	○
市民生活部	市民課	優先的平常時業務	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に基づく通知カード及び個人番号カードに関する事				●	○
市民生活部	市民課	優先的平常時業務	身分証明に関する事				●	○
市民生活部	市民課	優先的平常時業務	住居表示に関する事					●
市民生活部	市民課	優先的平常時業務	住居表示審議会に関する事					●
市民生活部	市民課	優先的平常時業務	相続税法(昭和25年法律第73号)第58条第1項に関する事					●
市民生活部	市民課	優先的平常時業務	窓口事務の委託先の指導、協力に関する事					●
市民生活部	市民課	優先的平常時業務	公的個人認証サービスに関する事					●
市民生活部	市民課	優先的平常時業務	犯罪人名簿に関する事					●
市民生活部	市民課	優先的平常時業務	人口動態調査及び広島県人口移動統計調査に関する事					●
市民生活部	環境政策課	共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
市民生活部	環境政策課	共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
市民生活部	環境政策課	共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
市民生活部	環境政策課	共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
市民生活部	環境政策課	共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
市民生活部	環境政策課	災害時業務	し尿処理及び塵芥処理施設の応急対策に関する事	●	○	○	○	○
市民生活部	環境政策課	災害時業務	被災地域の塵芥及び塵芥処理に関する事		●	○	○	○
市民生活部	環境政策課	災害時業務	し尿処理及びし尿処理業者の動員に関する事		●	○	○	○
市民生活部	環境政策課	災害時業務	し尿を除く廃棄物の処理及び衛生関係に関する事		●	○	○	○
市民生活部	環境政策課	災害時業務	被災地域の防疫及び消毒に関する事		●	○	○	○
市民生活部	環境政策課	災害時業務	被災地域の飲料水(上水道を除く)の消毒に関する事		●	○	○	○
市民生活部	環境政策課	優先的平常時業務	環境保全に関する事			●	○	○
市民生活部	環境政策課	優先的平常時業務	斎場・火葬場・墓地の建設、運営に関する事			●	○	○
市民生活部	環境政策課	優先的平常時業務	狂犬病予防及び犬の登録に関する事			●	○	○
市民生活部	環境政策課	優先的平常時業務	その他環境衛生に関する事			●	○	○
市民生活部	環境政策課	優先的平常時業務	環境衛生に関する苦情相談処理に関する事			●	○	○
市民生活部	環境政策課	優先的平常時業務	一般廃棄物処理施設設置許可に関する事				●	○
市民生活部	環境政策課	優先的平常時業務	大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)の届出の受付に関する事					●
市民生活部	環境政策課	優先的平常時業務	ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)の届出の受付に関する事					●

非常時優先業務 所属別一覧 (市民生活部)

所属		非常時優先業務		目標開始時間				
部	課	業務区分	分掌事務	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
市民生活部	環境政策課	優先的平常時業務	水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の届出の受付に関する事					●
市民生活部	環境政策課	優先的平常時業務	瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)の届出の受付に関する事					●
市民生活部	環境政策課	優先的平常時業務	広島県生活環境の保全等に関する条例(平成15年広島県条例第35号)の届出の受付に関する事					●
市民生活部	環境政策課	優先的平常時業務	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)の届出の受付に関する事					●
市民生活部	環境政策課	優先的平常時業務	産業廃棄物不法投棄立入検査に関する事					●
市民生活部	環境政策課	優先的平常時業務	旅館業の営業許可に関する事					●
市民生活部	環境政策課	優先的平常時業務	公衆浴場の営業許可に関する事					●
市民生活部	環境政策課	優先的平常時業務	興行場の営業許可、営業停止命令に関する事					●
市民生活部	環境政策課	優先的平常時業務	理容所及び美容所の営業停止命令、開設届の受付、立入検査に関する事					●
市民生活部	環境政策課	優先的平常時業務	クリーニング所の開設届の受付、構造設備の検査・確認、立入検査に関する事					●
市民生活部	環境政策課	優先的平常時業務	特定建築物の届出の受付、立入検査に関する事					●
市民生活部	環境政策課	優先的平常時業務	建築物衛生確保に関する事業の登録、立入検査に関する事					●
市民生活部	環境政策課	優先的平常時業務	温泉を公共の浴用、飲用に供する許可に関する事					●
市民生活部	環境政策課	優先的平常時業務	温泉成分等の掲示内容の届出受付に関する事					●
市民生活部	環境政策課	優先的平常時業務	専用水道・簡易専用水道の改善指示、給水停止命令、立入検査等に関する事					●
市民生活部	環境政策課	優先的平常時業務	墓地の経営許可に関する事					●
市民生活部	環境政策課	優先的平常時業務	一般社団法人尾道市公衆衛生推進協議会に関する事					●
市民生活部	清掃事務所	共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
市民生活部	清掃事務所	共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
市民生活部	清掃事務所	共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
市民生活部	清掃事務所	共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
市民生活部	清掃事務所	共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
市民生活部	清掃事務所	災害時業務	し尿処理及び塵芥処理施設の応急対策に関する事	●	○	○	○	○
市民生活部	清掃事務所	災害時業務	被災地域の塵芥及び塵芥処理に関する事		●	○	○	○
市民生活部	清掃事務所	災害時業務	し尿処理及びし尿処理業者の動員に関する事		●	○	○	○
市民生活部	清掃事務所	災害時業務	し尿を除く廃棄物の処理及び衛生関係に関する事		●	○	○	○
市民生活部	清掃事務所	災害時業務	被災地域の防疫及び消毒に関する事		●	○	○	○
市民生活部	清掃事務所	災害時業務	被災地域の飲料水(上水道を除く)の消毒に関する事		●	○	○	○
市民生活部	清掃事務所	優先的平常時業務	一般廃棄物収集処理の計画及び実施に関する事			●	○	○
市民生活部	清掃事務所	優先的平常時業務	車両の整備管理及び安全運行に関する事			●	○	○
市民生活部	清掃事務所	優先的平常時業務	公衆便所の管理に関する事			●	○	○
市民生活部	清掃事務所	優先的平常時業務	苦情処理及び公務災害に関する事			●	○	○
市民生活部	衛生施設センター	共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
市民生活部	衛生施設センター	共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
市民生活部	衛生施設センター	共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
市民生活部	衛生施設センター	共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
市民生活部	衛生施設センター	共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
市民生活部	衛生施設センター	災害時業務	し尿処理及び塵芥処理施設の応急対策に関する事	●	○	○	○	○
市民生活部	衛生施設センター	災害時業務	被災地域の塵芥及び塵芥処理に関する事		●	○	○	○
市民生活部	衛生施設センター	災害時業務	し尿処理及びし尿処理業者の動員に関する事		●	○	○	○
市民生活部	衛生施設センター	災害時業務	し尿を除く廃棄物の処理及び衛生関係に関する事		●	○	○	○
市民生活部	衛生施設センター	災害時業務	被災地域の防疫及び消毒に関する事		●	○	○	○
市民生活部	衛生施設センター	災害時業務	被災地域の飲料水(上水道を除く)の消毒に関する事		●	○	○	○
市民生活部	衛生施設センター	優先的平常時業務	廃棄物処理施設(その附帯施設を含む)の運営管理に関する事			●	○	○
市民生活部	衛生施設センター	優先的平常時業務	ごみ処理施設における一般廃棄物処理手数料の徴収及び減免に関する事			●	○	○
市民生活部	衛生施設センター	優先的平常時業務	第5号の施設における防火管理に関する事			●	○	○
市民生活部	衛生施設センター	優先的平常時業務	第5号の施設における労働安全衛生に関する事			●	○	○
市民生活部	衛生施設センター	優先的平常時業務	庁舎及び附帯設備の管理に関する事			●	○	○
市民生活部	衛生施設センター	優先的平常時業務	浸出水処理施設の管理に関する事			●	○	○
市民生活部	衛生施設センター	優先的平常時業務	分別・梱包施設の管理に関する事			●	○	○
市民生活部	衛生施設センター	優先的平常時業務	前号の施設における物品の購入及び検収に関する事			●	○	○
市民生活部	衛生施設センター	優先的平常時業務	廃棄物事業に関する証明及び報告に関する事			●	○	○
市民生活部	衛生施設センター	優先的平常時業務	施設の設置及び改善に関する事			●	○	○
市民生活部	南部清掃事務所	共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
市民生活部	南部清掃事務所	共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
市民生活部	南部清掃事務所	共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
市民生活部	南部清掃事務所	共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
市民生活部	南部清掃事務所	共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
市民生活部	南部清掃事務所	災害時業務	し尿処理及び塵芥処理施設の応急対策に関する事	●	○	○	○	○
市民生活部	南部清掃事務所	災害時業務	被災地域の塵芥及び塵芥処理に関する事		●	○	○	○
市民生活部	南部清掃事務所	災害時業務	し尿処理及びし尿処理業者の動員に関する事		●	○	○	○
市民生活部	南部清掃事務所	災害時業務	し尿を除く廃棄物の処理及び衛生関係に関する事		●	○	○	○
市民生活部	南部清掃事務所	災害時業務	被災地域の防疫及び消毒に関する事		●	○	○	○

非常時優先業務 所属別一覧（市民生活部）

所属		非常時優先業務		目標開始時間				
部	課	業務区分	分掌事務	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
市民生活部	南部清掃事務所	災害時業務	被災地域の飲料水（上水道を除く）の消毒に関すること		●	○	○	○
市民生活部	南部清掃事務所	優先的平常時業務	一般廃棄物収集処理の計画及び実施に関すること			●	○	○
市民生活部	南部清掃事務所	優先的平常時業務	苦情処理及び公務災害に関すること			●	○	○
市民生活部	南部清掃事務所	優先的平常時業務	廃棄物処理施設(その附帯施設を含む)の運営管理に関すること			●	○	○

非常時優先業務 所属別一覧（福祉保健部）

所属		非常時優先業務		目標開始時間				
部	課	業務区分	分掌事務	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
福祉保健部	健康推進課	共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
福祉保健部	健康推進課	共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
福祉保健部	健康推進課	共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
福祉保健部	健康推進課	共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
福祉保健部	健康推進課	共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
福祉保健部	健康推進課	災害時業務	応急医療に関すること	●	○	○	○	○
福祉保健部	健康推進課	災害時業務	医師・助産師等の協力要請に関すること	●	○	○	○	○
福祉保健部	健康推進課	災害時業務	災害時保健活動業務に関すること	●	○	○	○	○
福祉保健部	健康推進課	災害時業務	医療班の庶務経理に関すること			●	○	○
福祉保健部	健康推進課	優先的平常時業務	健康管理システムに関すること				●	○
福祉保健部	健康推進課	優先的平常時業務	予防接種事業に関すること				●	○
福祉保健部	健康推進課	優先的平常時業務	養育医療に関すること					●
福祉保健部	健康推進課	優先的平常時業務	健康教育に関すること					●
福祉保健部	健康推進課	優先的平常時業務	健康相談及び栄養相談に関すること					●
福祉保健部	健康推進課	優先的平常時業務	母子・成人の訪問指導に関すること					●
福祉保健部	健康推進課	優先的平常時業務	母子健康手帳及び健康手帳に関すること					●
福祉保健部	健康推進課	優先的平常時業務	精神保健及びひきこもりに関すること					●
福祉保健部	健康推進課	優先的平常時業務	健康危機管理に関すること					●
福祉保健部	健康推進課	優先的平常時業務	救急医療体制に関すること					●
福祉保健部	健康推進課	優先的平常時業務	離島医療対策に関すること					●
福祉保健部	健康推進課	優先的平常時業務	地域医療に関すること					●
福祉保健部	健康推進課	優先的平常時業務	尾道市夜間救急診療所の運営に関すること					●
福祉保健部	保険年金課	共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
福祉保健部	保険年金課	共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
福祉保健部	保険年金課	共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
福祉保健部	保険年金課	共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
福祉保健部	保険年金課	共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
福祉保健部	保険年金課	災害時業務	被災者及び災害応急対策に従事する者の応急食料の確保及び配給に関すること	●	○	○	○	○
福祉保健部	保険年金課	災害時業務	被災世帯の調査に関すること		●	○	○	○
福祉保健部	保険年金課	優先的平常時業務	国民健康保険被保険者の資格の得喪に関すること			●	○	○
福祉保健部	保険年金課	優先的平常時業務	指定医療機関との連絡及び協議に関すること			●	○	○
福祉保健部	保険年金課	優先的平常時業務	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づく後期高齢者医療に関すること			●	○	○
福祉保健部	保険年金課	優先的平常時業務	国民健康保険事業の総括及び調整に関すること				●	○
福祉保健部	保険年金課	優先的平常時業務	国民年金被保険者資格届の受付に関すること				●	○
福祉保健部	保険年金課	優先的平常時業務	国民年金関係各種届書等及び関係書類の受付、審査及び送付に関すること				●	○
福祉保健部	保険年金課	優先的平常時業務	国民健康保険事業特別会計の予算及び経理に関すること					●
福祉保健部	保険年金課	優先的平常時業務	国民健康保険事業の諸統計及び事業報告に関すること					●
福祉保健部	保険年金課	優先的平常時業務	国民健康保険診療報酬の審査及び給付記録の整理に関すること					●
福祉保健部	保険年金課	優先的平常時業務	国民健康保険保健事業に関すること					●
福祉保健部	保険年金課	優先的平常時業務	国民健康保険特定健康診査、特定保健指導事業の運営・調整に関すること					●
福祉保健部	保険年金課	優先的平常時業務	国民年金保険料及び納付特例の申請受付、審査及び送付に関すること					●
福祉保健部	保険年金課	優先的平常時業務	拠出国民年金の各種裁定請求書の受付、審査及び送付に関すること					●
福祉保健部	保険年金課	優先的平常時業務	福祉年金関係各種届書等及び関係書類の受付、審査及び送付に関すること					●
福祉保健部	保険年金課	優先的平常時業務	国民年金被保険者名簿の整理に関すること					●
福祉保健部	社会福祉課	共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
福祉保健部	社会福祉課	共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
福祉保健部	社会福祉課	共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
福祉保健部	社会福祉課	共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
福祉保健部	社会福祉課	共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
福祉保健部	社会福祉課	災害時業務	要配慮者及び避難行動要支援者避難支援に関すること	●	○	○	○	○
福祉保健部	社会福祉課	災害時業務	在園中の保育児の避難に関すること	●	○	○	○	○
福祉保健部	社会福祉課	災害時業務	遺体の処理及び身元調査に関すること	●	○	○	○	○
福祉保健部	社会福祉課	災害時業務	避難所の設置に関すること	●	○	○	○	○
福祉保健部	社会福祉課	災害時業務	部内の連絡調整に関すること	●	○	○	○	○
福祉保健部	社会福祉課	災害時業務	災害被災者の援助に関すること	●	○	○	○	○
福祉保健部	社会福祉課	災害時業務	災害救助法の適用に関すること		●	○	○	○
福祉保健部	社会福祉課	災害時業務	救援物資の配給に関すること		●	○	○	○
福祉保健部	社会福祉課	災害時業務	被服、寝具、その他の生活必需品の給与、貸与に関すること		●	○	○	○
福祉保健部	社会福祉課	災害時業務	義援金の受付、配分に関すること			●	○	○
福祉保健部	社会福祉課	災害時業務	部に係る災害相談に関すること			●	○	○
福祉保健部	社会福祉課	災害時業務	生業資金、更正資金に関すること			●	○	○

非常時優先業務 所属別一覧（福祉保健部）

所属		非常時優先業務		目標開始時間				
部	課	業務区分	分掌事務	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
福祉保健部	社会福祉課	災害時業務	災害時の応急保育に関すること			●	○	○
福祉保健部	社会福祉課	災害時業務	罹災証明の発行に関すること			●	○	○
福祉保健部	社会福祉課	災害時業務	見舞金に関すること				●	○
福祉保健部	社会福祉課	優先的平常時業務	社会援護に関すること			●	○	○
福祉保健部	社会福祉課	優先的平常時業務	日本赤十字社募金に関すること			●	○	○
福祉保健部	社会福祉課	優先的平常時業務	女性相談員及び家庭相談員に関すること			●	○	○
福祉保健部	社会福祉課	優先的平常時業務	行旅者援護費支給に関すること			●	○	○
福祉保健部	社会福祉課	優先的平常時業務	身体障害者相談員及び知的障害者相談員に関すること			●	○	○
福祉保健部	社会福祉課	優先的平常時業務	在宅重度身体障害者の訪問審査に関すること			●	○	○
福祉保健部	社会福祉課	優先的平常時業務	身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の認定及び交付に関すること			●	○	○
福祉保健部	社会福祉課	優先的平常時業務	身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の規定による障害者の相談指導及び措置に関すること			●	○	○
福祉保健部	社会福祉課	優先的平常時業務	重度心身障害者の医療費助成に関すること			●	○	○
福祉保健部	社会福祉課	優先的平常時業務	自立支援医療費(精神通院)受給者証の交付に関すること			●	○	○
福祉保健部	社会福祉課	優先的平常時業務	自立支援医療費(更生医療)の給付に関すること			●	○	○
福祉保健部	社会福祉課	優先的平常時業務	障害者優待乗車証等の交付に関すること			●	○	○
福祉保健部	社会福祉課	優先的平常時業務	身体障害者福祉センターの事業に関すること			●	○	○
福祉保健部	社会福祉課	優先的平常時業務	身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の規定による身体障害者及び知的障害者の実情の把握及び必要な調査に関すること			●	○	○
福祉保健部	社会福祉課	優先的平常時業務	地域活動支援センター事業に関すること			●	○	○
福祉保健部	社会福祉課	優先的平常時業務	自立支援医療費(育成医療)の給付に関すること			●	○	○
福祉保健部	社会福祉課	優先的平常時業務	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)に関すること			●	○	○
福祉保健部	社会福祉課	優先的平常時業務	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活保護費その他援護金品の支給に関すること			●	○	○
福祉保健部	社会福祉課	優先的平常時業務	生活保護法に規定する保護措置に関すること			●	○	○
福祉保健部	社会福祉課	優先的平常時業務	行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)の施行に関すること			●	○	○
福祉保健部	社会福祉課	優先的平常時業務	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定による特別児童扶養手当の認定等に関すること				●	○
福祉保健部	社会福祉課	優先的平常時業務	特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による特別障害者手当の認定及び支給等に関すること				●	○
福祉保健部	社会福祉課	優先的平常時業務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく介護給付費・訓練等給付費・地域相談支援及び計画相談支援に関すること				●	○
福祉保健部	社会福祉課	優先的平常時業務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による地域生活支援事業に関すること				●	○
福祉保健部	社会福祉課	優先的平常時業務	身体障害者の補装具の交付及び修理に関すること				●	○
福祉保健部	社会福祉課	優先的平常時業務	重症心身障害者福祉年金に関すること				●	○
福祉保健部	社会福祉課	優先的平常時業務	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所支援の支給決定等に関すること				●	○
福祉保健部	社会福祉課	優先的平常時業務	その他障害者福祉に関すること				●	○
福祉保健部	社会福祉課	優先的平常時業務	生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)の施行に関すること				●	○
福祉保健部	社会福祉課	優先的平常時業務	福祉事務所の所掌事務の総合調整に関すること					●
福祉保健部	社会福祉課	優先的平常時業務	民生委員法(昭和23年法律第198号)の施行に関すること					●
福祉保健部	社会福祉課	優先的平常時業務	尾道市総合福祉センターの管理及び運営に関すること					●
福祉保健部	社会福祉課	優先的平常時業務	向島福祉支援センターの管理及び運営に関すること					●
福祉保健部	社会福祉課	優先的平常時業務	原爆被爆者及び毒ガス障害者の援護に関すること					●
福祉保健部	社会福祉課	優先的平常時業務	旧軍人、戦傷病者及び戦没者遺族等の援護に関すること					●
福祉保健部	社会福祉課	優先的平常時業務	未帰還者留守家族及び引揚者の援護に関すること					●
福祉保健部	社会福祉課	優先的平常時業務	戦没者遺族特別給付金、引揚者等国庫債券の担保貸付、買上げに関すること					●
福祉保健部	社会福祉課	優先的平常時業務	売春防止法(昭和31年法律第118号)の規定による要保護女子の保護更生及び配偶者からの暴力等に関すること					●
福祉保健部	社会福祉課	優先的平常時業務	地域自立支援協議会に関すること					●
福祉保健部	社会福祉課	優先的平常時業務	生活保護法に基づく医療券等の発行及び整理に関すること					●
福祉保健部	高齢者福祉課	共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
福祉保健部	高齢者福祉課	共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
福祉保健部	高齢者福祉課	共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
福祉保健部	高齢者福祉課	共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
福祉保健部	高齢者福祉課	共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
福祉保健部	高齢者福祉課	災害時業務	要配慮者及び避難行動要支援者避難支援に関すること	●	○	○	○	○
福祉保健部	高齢者福祉課	災害時業務	在園中の保育児の避難に関すること	●	○	○	○	○
福祉保健部	高齢者福祉課	災害時業務	遺体の処理及び身元調査に関すること	●	○	○	○	○
福祉保健部	高齢者福祉課	災害時業務	避難所の設置に関すること	●	○	○	○	○
福祉保健部	高齢者福祉課	災害時業務	部内の連絡調整に関すること	●	○	○	○	○
福祉保健部	高齢者福祉課	災害時業務	災害被災者の援助に関すること	●	○	○	○	○
福祉保健部	高齢者福祉課	災害時業務	災害救助法の適用に関すること		●	○	○	○
福祉保健部	高齢者福祉課	災害時業務	救援物資の配給に関すること		●	○	○	○
福祉保健部	高齢者福祉課	災害時業務	被服、寝具、その他の生活必需品の給与、貸与に関すること		●	○	○	○

非常時優先業務 所属別一覧（福祉保健部）

所属		非常時優先業務		目標開始時間				
部	課	業務区分	分掌事務	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
福祉保健部	高齢者福祉課	災害時業務	義援金の受付、配分に関する事			●	○	○
福祉保健部	高齢者福祉課	災害時業務	部に係る災害相談に関する事			●	○	○
福祉保健部	高齢者福祉課	災害時業務	生業資金、更正資金に関する事			●	○	○
福祉保健部	高齢者福祉課	災害時業務	災害時の応急保育に関する事			●	○	○
福祉保健部	高齢者福祉課	災害時業務	罹災証明の発行に関する事			●	○	○
福祉保健部	高齢者福祉課	災害時業務	見舞金に関する事				●	○
福祉保健部	高齢者福祉課	優先的平常時業務	地域包括支援センターに関する事			●	○	○
福祉保健部	高齢者福祉課	優先的平常時業務	高齢者虐待の防止に関する事			●	○	○
福祉保健部	高齢者福祉課	優先的平常時業務	介護予防事業に関する事				●	○
福祉保健部	高齢者福祉課	優先的平常時業務	老人福祉法に基づく相談事業、福祉の措置に関する事				●	○
福祉保健部	高齢者福祉課	優先的平常時業務	地域ケア会議に関する事				●	○
福祉保健部	高齢者福祉課	優先的平常時業務	要介護認定に関する事				●	○
福祉保健部	高齢者福祉課	優先的平常時業務	介護保険被保険者の資格の得喪に関する事				●	○
福祉保健部	高齢者福祉課	優先的平常時業務	敬老優待乗車証等の交付に関する事					●
福祉保健部	子育て支援課	共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
福祉保健部	子育て支援課	共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
福祉保健部	子育て支援課	共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
福祉保健部	子育て支援課	共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
福祉保健部	子育て支援課	共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
福祉保健部	子育て支援課	災害時業務	要配慮者及び避難行動要支援者避難支援に関する事	●	○	○	○	○
福祉保健部	子育て支援課	災害時業務	在園中の保育児の避難に関する事	●	○	○	○	○
福祉保健部	子育て支援課	災害時業務	遺体の処理及び身元調査に関する事	●	○	○	○	○
福祉保健部	子育て支援課	災害時業務	避難所の設置に関する事	●	○	○	○	○
福祉保健部	子育て支援課	災害時業務	部内の連絡調整に関する事	●	○	○	○	○
福祉保健部	子育て支援課	災害時業務	災害被災者の援助に関する事	●	○	○	○	○
福祉保健部	子育て支援課	災害時業務	災害救助法の適用に関する事		●	○	○	○
福祉保健部	子育て支援課	災害時業務	救援物資の配給に関する事		●	○	○	○
福祉保健部	子育て支援課	災害時業務	被服、寝具、その他の生活必需品の給与、貸与に関する事		●	○	○	○
福祉保健部	子育て支援課	災害時業務	義援金の受付、配分に関する事			●	○	○
福祉保健部	子育て支援課	災害時業務	部に係る災害相談に関する事			●	○	○
福祉保健部	子育て支援課	災害時業務	生業資金、更正資金に関する事			●	○	○
福祉保健部	子育て支援課	災害時業務	災害時の応急保育に関する事			●	○	○
福祉保健部	子育て支援課	災害時業務	罹災証明の発行に関する事			●	○	○
福祉保健部	子育て支援課	災害時業務	見舞金に関する事				●	○
福祉保健部	子育て支援課	優先的平常時業務	特別保育事業の実施に関する事			●	○	○
福祉保健部	子育て支援課	優先的平常時業務	子ども・子育て新システムに係る事業計画の策定、給付及び事業の実施に関する事			●	○	○
福祉保健部	子育て支援課	優先的平常時業務	公立保育所及び認定こども園の運営管理及び指導監督に関する事			●	○	○
福祉保健部	子育て支援課	優先的平常時業務	保育所及び認定こども園その他児童福祉施設の諸統計に関する事			●	○	○
福祉保健部	子育て支援課	優先的平常時業務	保育所及び認定こども園その他児童福祉施設の運営費に関する事			●	○	○
福祉保健部	子育て支援課	優先的平常時業務	保育料、入所負担金の決定、徴収及び減免に関する事			●	○	○
福祉保健部	子育て支援課	優先的平常時業務	保育所及び認定こども園の入退所の決定に関する事			●	○	○
福祉保健部	子育て支援課	優先的平常時業務	私立保育所及び認定こども園の運営委託、運営助成及び指導監督に関する事			●	○	○
福祉保健部	子育て支援課	優先的平常時業務	保育所及び認定こども園の保育計画の作成に関する事			●	○	○
福祉保健部	子育て支援課	優先的平常時業務	保育所及び認定こども園の保育指導に関する事			●	○	○
福祉保健部	子育て支援課	優先的平常時業務	保育所及び認定こども園の給食運営、栄養管理及び栄養指導に関する事			●	○	○
福祉保健部	子育て支援課	優先的平常時業務	児童相談、虐待対応等に関する事			●	○	○
福祉保健部	子育て支援課	優先的平常時業務	要保護児童対策地域協議会に関する事				●	○
福祉保健部	子育て支援課	優先的平常時業務	放課後児童クラブに関する事				●	○
福祉保健部	子育て支援課	優先的平常時業務	おのみちファミリー・サポート・センター事業に関する事				●	○
福祉保健部	子育て支援課	優先的平常時業務	家庭保育園運営事業助成に関する事					●
福祉保健部	子育て支援課	優先的平常時業務	キッズ情報送信サービス事業に関する事					●
福祉保健部	子育て支援課	優先的平常時業務	母子・父子自立支援事業に関する事					●
福祉保健部	子育て支援課	優先的平常時業務	母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金に関する事					●
福祉保健部	子育て支援課	優先的平常時業務	児童手当及び児童扶養手当に関する事					●
福祉保健部	子育て支援課	優先的平常時業務	ひとり親家庭等医療及び乳幼児等医療に関する事					●
福祉保健部	子育て支援課	優先的平常時業務	母子健康手帳の交付等に関する事					●
福祉保健部	子育て支援課	優先的平常時業務	子育て支援センター事業の実施に関する事					●
福祉保健部	子育て支援課	優先的平常時業務	児童センター及び北久保児童館事業に関する事					●
福祉保健部	子育て支援課	優先的平常時業務	子育て家庭育児支援事業に関する事					●
福祉保健部	因島福祉課	共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
福祉保健部	因島福祉課	共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
福祉保健部	因島福祉課	共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○

非常時優先業務 所属別一覧（福祉保健部）

所属		非常時優先業務		目標開始時間				
部	課	業務区分	分掌事務	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
福祉保健部	因島福祉課	共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
福祉保健部	因島福祉課	共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
福祉保健部	因島福祉課	災害時業務	要配慮者及び避難行動要支援者避難支援に関する事	●	○	○	○	○
福祉保健部	因島福祉課	災害時業務	在園中の保育児の避難に関する事	●	○	○	○	○
福祉保健部	因島福祉課	災害時業務	遺体の処理及び身元調査に関する事	●	○	○	○	○
福祉保健部	因島福祉課	災害時業務	避難所の設置に関する事	●	○	○	○	○
福祉保健部	因島福祉課	災害時業務	部内の連絡調整に関する事	●	○	○	○	○
福祉保健部	因島福祉課	災害時業務	災害被災者の援助に関する事	●	○	○	○	○
福祉保健部	因島福祉課	災害時業務	災害救助法の適用に関する事		●	○	○	○
福祉保健部	因島福祉課	災害時業務	救援物資の配給に関する事		●	○	○	○
福祉保健部	因島福祉課	災害時業務	被服、寝具、その他の生活必需品の給与、貸与に関する事		●	○	○	○
福祉保健部	因島福祉課	災害時業務	義援金の受付、配分に関する事			●	○	○
福祉保健部	因島福祉課	災害時業務	部に係る災害相談に関する事			●	○	○
福祉保健部	因島福祉課	災害時業務	生業資金、更正資金に関する事			●	○	○
福祉保健部	因島福祉課	災害時業務	災害時の応急保育に関する事			●	○	○
福祉保健部	因島福祉課	災害時業務	罹災証明の発行に関する事			●	○	○
福祉保健部	因島福祉課	災害時業務	見舞金に関する事				●	○
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	日本赤十字社募金に関する事			●	○	○
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	「社会を明るくする運動」に関する事			●	○	○
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	国民健康保険被保険者の資格の得喪及び届出事項の変更並びに被保険者証等の交付に関する事			●	○	○
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	国民健康保険の給付に係る申請等の受付に関する事			●	○	○
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	国民年金被保険者の資格の得喪及び届出事項の変更の受付に関する事			●	○	○
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	国民年金及び福祉年金にかかわる各種届書その他関係書類の受付及び審査に関する事			●	○	○
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	国民年金受給権者の裁定請求その他申請の受付に関する事			●	○	○
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	国民年金保険料の免除及び納付特例に係る申請等の受付に関する事			●	○	○
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	後期高齢者医療保険の被保険者の資格の得喪等受付に関する事			●	○	○
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	日本放送協会放送受信料の免除に関する事			●	○	○
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	後期高齢者医療保険の給付に係る受付及び通知事務に関する事			●	○	○
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	原爆被爆者、毒ガス障害者の援護に関する事					●
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	旧軍人、戦傷病者及び戦没者遺族等の救護に関する事					●
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	介護保険料の賦課及び減免の受付に関する事					●
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	民生委員関係の連絡調整に関する事					●
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	社会福祉団体(老人に係るものを除く)の連絡調整に関する事					●
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	因島福祉会館の管理運営に関する事					●
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事					●
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費及び訓練等給付費に関する事					●
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定による障害者の相談指導及び措置に関する事					●
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	重度心身障害者の医療費助成に関する事					●
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	自立支援医療費に関する事					●
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	身体障害者の補装具の交付及び修理に関する事					●
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	重度障害者の日常生活用具の給付に関する事					●
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	重症心身障害者福祉年金に関する事					●
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による特別児童扶養手当及び特別障害者手当等の支給に関する事					●
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	自立支援医療(更生)の給付に関する事					●
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	障害者優待乗車証等の交付に関する事					●
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	有料道路における障害者割引措置に関する事					●
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	身体障害者訪問入浴サービスに関する事					●
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	進行性筋萎縮症者療養等給付事業に関する事					●
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	児童福祉法による障害児通所支援の支給決定等に関する事					●
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	その他障害者福祉に関する事					●
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	老人福祉法に基づく福祉の措置に関する事					●
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	その他高齢者の福祉に関する事					●
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	介護保険被保険者の資格の得喪及び届出事項の変更の受付に関する事					●
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	生活保護法に基づく生活保護費等の支給、医療券等の発行及び整理、指定医療機関等の指定並びに保護措置に関する事					●
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	行旅病人及び行旅死亡人取扱法に関する事					●
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	保育所の入所相談及び申請受付に関する事					●
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による母子家庭及び父子家庭並びに寡婦家庭の相談指導及び福祉の措置に関する事					●
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	母子・父子自立支援事業の相談及び申請受付に関する事					●
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	児童手当及び児童扶養手当に係る各種届書等の受付に関する事					●

非常時優先業務 所属別一覧（福祉保健部）

所属		非常時優先業務		目標開始時間				
部	課	業務区分	分掌事務	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付相談及び申請受付に関すること					●
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	ひとり親家庭等医療及び乳幼児等医療に係る各種届書等の受付及び受給者証の再交付に関すること					●
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	児童虐待等及びDVにかかわる相談及び対応業務に関すること					●
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	放課後児童クラブの申請受付に関すること					●
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	その他子育て支援事業に係る各種届書等の受付に関すること					●
福祉保健部	因島福祉課	優先的平常時業務	生活相談・面接他新規申請に関すること					●

非常時優先業務 所属別一覧（産業部）

所属		非常時優先業務		目標開始時間				
部	課	業務区分	分掌事務	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
産業部	農林水産課	共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
産業部	農林水産課	共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
産業部	農林水産課	共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
産業部	農林水産課	共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
産業部	農林水産課	共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
産業部	農林水産課	災害時業務	農林水産関係災害情報の収集に関すること	●	○	○	○	○
産業部	農林水産課	災害時業務	農林水産関係被害の調査に関すること	●	○	○	○	○
産業部	農林水産課	災害時業務	農地及び農業用施設の災害復旧に関すること	●	○	○	○	○
産業部	農林水産課	災害時業務	農地、農業用施設及び水産施設の災害対策に関すること		●	○	○	○
産業部	農林水産課	災害時業務	農作物、水産物の被害に対する事後処理等指導に関すること			●	○	○
産業部	農林水産課	災害時業務	災害対策用主要食料等の調達、あっせんに関すること			●	○	○
産業部	農林水産課	災害時業務	部に係る災害相談に関すること			●	○	○
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	農林業金融に関すること			●	○	○
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	漁港整備その他漁業施設に関すること			●	○	○
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	漁船登録及び保険に関すること			●	○	○
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	漁業金融及び漁業共済に関すること			●	○	○
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	漁業協同組合その他水産関係団体にに関すること			●	○	○
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	畜産衛生及び防疫に関すること			●	○	○
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	洋らんセンターの管理運営に関すること			●	○	○
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	中山間地域等直接支払制度に関すること					●
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	漁業構造改善対策に関すること					●
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	沿岸漁業の振興及び調整に関すること					●
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	水産物の増殖、改良及び指導に関すること					●
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	自然環境保全及び緑化推進に関すること					●
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)に関すること					●
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	農林業の総合企画及び調整に関すること					●
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	農林漁業振興対策審議会に関すること					●
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	農業委員会及び農業共済事務組合との連絡並びに農業及び林業団体の指導に関すること					●
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	各種農業調査に関すること					●
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	造林、治山及び林道事業に関すること					●
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	森林病害虫の防除に関すること					●
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	鳥獣保護及び狩猟に関すること					●
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	有害鳥獣捕獲に関すること					●
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	林産物の増殖奨励に関すること					●
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	入会林野の整備に関すること					●
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	森林等火入れの許可に関すること					●
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	農用地の利用再編対策に関すること					●
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	農業振興地域整備及び農用地の流動化に関すること					●
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	農業技術の改善及び普及に関すること					●
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	米穀の集荷改善に関すること					●
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	経営所得安定対策に関すること					●
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	多面的機能支払に関すること					●
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	農産物生産流通対策に関すること					●
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	農業経営及び生活改善に関すること					●
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	青年等就業計画に関すること					●
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	農業研究団体の育成に関すること					●
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	肥料取締法(昭和25年法律第127号)に関すること					●
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	農薬取締法(昭和23年法律第82号)に関すること					●
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	環境保全型農業の推進に関すること					●
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	各種調査研究に関すること					●
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	造林事業に関すること					●
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	畜産経営に関すること					●
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	畜産公害に関すること					●
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	畜産団体の育成指導に関すること					●
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	家畜診療に関すること					●
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	動物の飼養又は収容に関すること					●
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	その他水畜産振興に関すること					●
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	農業構造改善事業に関すること					●
産業部	農林水産課	優先的平常時業務	土地改良事業に関すること					●
産業部	商工課	共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
産業部	商工課	共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
産業部	商工課	共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
産業部	商工課	共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
産業部	商工課	共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
産業部	商工課	災害時業務	商工業施設及び生産品並びに観光施設の被害調査並びに応急対策に関すること	●	○	○	○	○
産業部	商工課	災害時業務	生活必需品の調達に関すること		●	○	○	○

非常時優先業務 所属別一覧（産業部）

所属		非常時優先業務		目標開始時間				
部	課	業務区分	分掌事務	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
産業部	商工課	優先的平常時業務	大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)の施行に関する事			●	○	○
産業部	商工課	優先的平常時業務	雇用の促進及び雇用対策に関する事			●	○	○
産業部	商工課	優先的平常時業務	消費者行政に関する事			●	○	○
産業部	商工課	優先的平常時業務	中小企業の振興に関する事			●	○	○
産業部	観光課	共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
産業部	観光課	共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
産業部	観光課	共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
産業部	観光課	共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
産業部	観光課	共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
産業部	観光課	災害時業務	商工業施設及び生産品並びに観光施設の被害調査並びに応急対策に関する事	●	○	○	○	○
産業部	観光課	災害時業務	生活必需品の調達に関する事		●	○	○	○
産業部	観光課	優先的平常時業務	索道事業に関する事					●
産業部	観光課	優先的平常時業務	各種観光行事に関する事					●
産業部	観光課	優先的平常時業務	その他観光事業に関する事					●
産業部	観光課	優先的平常時業務	千光寺公園(多目的展示場及びグラウンドを除く)の管理運営に関する事					●

非常時優先業務 所属別一覧（建設部）

所属		非常時優先業務		目標開始時間				
部	課	業務区分	分掌事務	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
建設部	土木課	共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
建設部	土木課	共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
建設部	土木課	共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
建設部	土木課	共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
建設部	土木課	共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
建設部	土木課	災害時業務	土木関係災害の調査に関する事	●	○	○	○	○
建設部	土木課	災害時業務	土木関係業者に対する協力要請に関する事	●	○	○	○	○
建設部	土木課	災害時業務	緊急輸送計画の企画・立案	●	○	○	○	○
建設部	土木課	災害時業務	緊急輸送にかかる他機関との連絡調整	●	○	○	○	○
建設部	土木課	災害時業務	臨時輸送拠点の確保	●	○	○	○	○
建設部	土木課	災害時業務	建設関係業者の動員に関する事	●	○	○	○	○
建設部	土木課	災害時業務	道路・河川・堤防・山崩れ等応急対策に関する事	●	○	○	○	○
建設部	土木課	災害時業務	作業隊の指揮監督に関する事	●	○	○	○	○
建設部	土木課	災害時業務	障害物の除去に関する事	●	○	○	○	○
建設部	土木課	災害時業務	災害危険区域の非常警備に関する事	●	○	○	○	○
建設部	土木課	災害時業務	道路、橋梁、河川、溝渠等の災害状況調査及び災害復旧に関する事	●	○	○	○	○
建設部	土木課	災害時業務	農林水産関係施設及び農地の災害状況調査及び災害復旧に関する事	●	○	○	○	○
建設部	土木課	災害時業務	市街地の損壊家屋等の対策に関する事		●	○	○	○
建設部	土木課	災害時業務	応急復旧対策用資材の確保及び輸送に関する事			●	○	○
建設部	土木課	優先的平常時業務	砂防及び水防に関する技術措置及び指導に関する事			●	○	○
建設部	土木課	優先的平常時業務	部内事務の総合調整及び進行管理に関する事			●	○	○
建設部	土木課	優先的平常時業務	農林水産業振興を所管する部署との連絡調整に関する事			●	○	○
建設部	土木課	優先的平常時業務	一般土木事業及び農林水産土木事業の設計及び工事に関する事					●
建設部	土木課	優先的平常時業務	都市計画道路及び都市公園・児童遊園地に係る工事及び技術指導に関する事					●
建設部	土木課	優先的平常時業務	急傾斜地崩壊対策事業に関する事					●
建設部	土木課	優先的平常時業務	土木工事に係る国、県の補助事業に関する事					●
建設部	土木課	優先的平常時業務	土木工事の施工管理及び検査に関する事					●
建設部	土木課	優先的平常時業務	治山及び林道事業に関する事					●
建設部	土木課	優先的平常時業務	漁港整備の工事に関する事					●
建設部	土木課	優先的平常時業務	農道の新設及び改修(維持修繕に係るものを除く)に関する事					●
建設部	土木課	優先的平常時業務	その他農林水産土木の技術指導に関する事					●
建設部	土木課	優先的平常時業務	土地改良区の指導監督に関する事					●
建設部	土木課	優先的平常時業務	林地開発許可に関する事					●
建設部	土木課	優先的平常時業務	土砂の適正処理に関する事					●
建設部	維持修繕課	共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
建設部	維持修繕課	共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
建設部	維持修繕課	共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
建設部	維持修繕課	共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
建設部	維持修繕課	共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
建設部	維持修繕課	災害時業務	土木関係災害の調査に関する事	●	○	○	○	○
建設部	維持修繕課	災害時業務	土木関係業者に対する協力要請に関する事	●	○	○	○	○
建設部	維持修繕課	災害時業務	緊急輸送計画の企画・立案	●	○	○	○	○
建設部	維持修繕課	災害時業務	緊急輸送にかかる他機関との連絡調整	●	○	○	○	○
建設部	維持修繕課	災害時業務	臨時輸送拠点の確保	●	○	○	○	○
建設部	維持修繕課	災害時業務	建設関係業者の動員に関する事	●	○	○	○	○
建設部	維持修繕課	災害時業務	道路・河川・堤防・山崩れ等応急対策に関する事	●	○	○	○	○
建設部	維持修繕課	災害時業務	作業隊の指揮監督に関する事	●	○	○	○	○
建設部	維持修繕課	災害時業務	障害物の除去に関する事	●	○	○	○	○
建設部	維持修繕課	災害時業務	災害危険区域の非常警備に関する事	●	○	○	○	○
建設部	維持修繕課	災害時業務	道路、橋梁、河川、溝渠等の災害状況調査及び災害復旧に関する事	●	○	○	○	○
建設部	維持修繕課	災害時業務	農林水産関係施設の災害状況調査及び災害復旧に関する事	●	○	○	○	○
建設部	維持修繕課	災害時業務	ポンプ場及び樋門の保全に関する事	●	○	○	○	○
建設部	維持修繕課	災害時業務	市街地の損壊家屋等の対策に関する事		●	○	○	○
建設部	維持修繕課	災害時業務	応急復旧対策用資材の確保及び輸送に関する事			●	○	○
建設部	維持修繕課	優先的平常時業務	都市公園及び児童遊園地に関する事			●	○	○
建設部	契約課	共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
建設部	契約課	共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
建設部	契約課	共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
建設部	契約課	共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
建設部	契約課	共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
建設部	契約課	災害時業務	道路・河川・堤防・山崩れ等のパトロールに関する事	●	○	○	○	○
建設部	契約課	災害時業務	応急対策部各課の連絡調整に関する事	●	○	○	○	○
建設部	契約課	災害時業務	被災宅地危険度判定実施に関する事	●	○	○	○	○
建設部	契約課	災害時業務	応急復旧資機材の調達及び保管に関する事		●	○	○	○
建設部	契約課	災害時業務	部に係る災害相談に関する事			●	○	○
建設部	契約課	災害時業務	建設部関係庶務に関する事			●	○	○
建設部	契約課	優先的平常時業務	工事の検査に関する事			●	○	○

非常時優先業務 所属別一覧（建設部）

所属		非常時優先業務		目標開始時間				
部	課	業務区分	分掌事務	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
建設部	契約課	優先的平常時業務	建設工事及び営繕工事の請負、入札、契約その他工事の執行手続(設計委託契約を含む)に関する事			●	○	○
建設部	契約課	優先的平常時業務	工事の設計基準及び積算に関する事				●	○
建設部	契約課	優先的平常時業務	建設技術施策の企画及び調査並びに建設技術の向上に関する事					●
建設部	契約課	優先的平常時業務	工事にかかわる職員の研修及び建設業者の技術指導に関する事					●
建設部	契約課	優先的平常時業務	建設行政に係る関係機関との連絡調整に関する事					●
建設部	契約課	優先的平常時業務	建設業者の入札参加資格に関する事					●
建設部	用地課	共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
建設部	用地課	共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
建設部	用地課	共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
建設部	用地課	共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
建設部	用地課	共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
建設部	用地課	災害時業務	道路・河川・堤防・山崩れ等のパトロールに関する事	●	○	○	○	○
建設部	用地課	災害時業務	応急対策部各課の連絡調整に関する事	●	○	○	○	○
建設部	用地課	災害時業務	被災宅地危険度判定実施に関する事	●	○	○	○	○
建設部	用地課	災害時業務	応急復旧資機材の調達及び保管に関する事		●	○	○	○
建設部	用地課	災害時業務	部に係る災害相談に関する事			●	○	○
建設部	用地課	災害時業務	建設部関係係務に関する事			●	○	○
建設部	契約課	優先的平常時業務	車両制限令(昭36年政令第265号)の運用に関する事			●	○	○
建設部	用地課	優先的平常時業務	一般道路用地その他建設用地の取得及び借入れに関する事					●
建設部	用地課	優先的平常時業務	都市計画用地の取得及び借入れに関する事					●
建設部	用地課	優先的平常時業務	公用及び公共用地の取得に関する事					●
建設部	用地課	優先的平常時業務	用地取得に伴う建築物及び工作物の移転除去に関する事					●
建設部	用地課	優先的平常時業務	不動産の登記に関する事					●
建設部	用地課	優先的平常時業務	土地収用法(昭26年法律第219号)の適用に関する事					●
建設部	用地課	優先的平常時業務	国及び県の公共用地取得に伴う協力に関する事					●
建設部	用地課	優先的平常時業務	財産の評価に関する事					●
建設部	用地課	優先的平常時業務	市有財産の未登記の実態調査に関する事					●
建設部	用地課	優先的平常時業務	市有財産の未登記分の登記に関する事					●
建設部	用地課	優先的平常時業務	道路、河川等の境界確認及び占使用に関する事					●
建設部	用地課	優先的平常時業務	道路台帳等の調整及び管理並びに市道認定に関する事					●
建設部	用地課	優先的平常時業務	道路、河川等における事故に伴う業務に関する事					●
建設部	用地課	優先的平常時業務	採石業及び砂利採取業に関する事					●
建設部	用地課	優先的平常時業務	地籍調査に関する事					●
建設部	港湾振興課	共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
建設部	港湾振興課	共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
建設部	港湾振興課	共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
建設部	港湾振興課	共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
建設部	港湾振興課	共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
建設部	港湾振興課	災害時業務	港湾関係情報の収集報告に関する事	●	○	○	○	○
建設部	港湾振興課	災害時業務	港湾関係の災害応急対策に関する事	●	○	○	○	○
建設部	港湾振興課	優先的平常時業務	港湾行政の調査、企画及び統括に関する事			●	○	○
建設部	港湾振興課	優先的平常時業務	港湾及び港湾施設の管理に関する事			●	○	○
建設部	港湾振興課	優先的平常時業務	海岸保全施設等の管理に関する事			●	○	○
建設部	港湾振興課	優先的平常時業務	港湾施設の使用料の徴収及び減免に関する事			●	○	○
建設部	港湾振興課	優先的平常時業務	漂流物件に関する事			●	○	○

非常時優先業務 所属別一覧（都市部）

所属		非常時優先業務		目標開始時間				
部	課	業務区分	分掌事務	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
都市部	まちづくり推進課	共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
都市部	まちづくり推進課	共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
都市部	まちづくり推進課	共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
都市部	まちづくり推進課	共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
都市部	まちづくり推進課	共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
都市部	まちづくり推進課	災害時業務	道路・河川・堤防・山崩れ等のパトロールに関する事	●	○	○	○	○
都市部	まちづくり推進課	災害時業務	応急対策部各課の連絡調整に関する事	●	○	○	○	○
都市部	まちづくり推進課	災害時業務	応急復旧資機材の調達及び保管に関する事		●	○	○	○
都市部	まちづくり推進課	災害時業務	応急仮設住宅（借上げ型）に関する事			●	○	○
都市部	まちづくり推進課	災害時業務	市営住宅の目的外入居に関する事			●	○	○
都市部	まちづくり推進課	災害時業務	部に係る災害相談に関する事			●	○	○
都市部	まちづくり推進課	災害時業務	部に係る関係庶務に関する事			●	○	○
都市部	まちづくり推進課	優先的平常時業務	その他住宅に関する事			●	○	○
都市部	まちづくり推進課	優先的平常時業務	市営住宅建設計画に関する事					●
都市部	まちづくり推進課	優先的平常時業務	市営住宅の入居者募集及び選考に関する事					●
都市部	まちづくり推進課	優先的平常時業務	市営住宅の入居及び退居に関する事					●
都市部	まちづくり推進課	優先的平常時業務	市営住宅の管理に関する事					●
都市部	まちづくり推進課	優先的平常時業務	市営住宅の使用料の徴収及び減免に関する事					●
都市部	まちづくり推進課	優先的平常時業務	景観の保全・創造に関する事					●
都市部	まちづくり推進課	優先的平常時業務	都市計画施設区域内の建築許可に関する事					●
都市部	まちづくり推進課	優先的平常時業務	歴史的風致維持向上計画の事業実施に関する事					●
都市部	建築課	共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
都市部	建築課	共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
都市部	建築課	共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
都市部	建築課	共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
都市部	建築課	共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
都市部	建築課	災害時業務	市有建物の災害防止と応急対策に関する事	●	○	○	○	○
都市部	建築課	災害時業務	被災建築物応急危険度判定実施に関する事	●	○	○	○	○
都市部	建築課	災害時業務	宅地及び建物の危険度判定に関する事		●	○	○	○
都市部	建築課	災害時業務	応急住宅の建設に関する事			●	○	○
都市部	建築課	優先的平常時業務	その他住宅に関する事			●	○	○
都市部	建築課	優先的平常時業務	市有建物の建築工事並びに附帯施設工事の企画調査及び設計に関する事					●
都市部	建築課	優先的平常時業務	市有建物の建築工事並びに附帯施設工事の施行監督及び現場検査に関する事					●
都市部	建築課	優先的平常時業務	建築工事に用いる機械、器具、資材等の検収及び管理に関する事					●
都市部	建築課	優先的平常時業務	市有建物及び附帯施設の維持修繕に関する事					●
都市部	建築課	優先的平常時業務	その他建築工事の技術に関する事					●
都市部	建築課	優先的平常時業務	建築相談に関する事			●	○	○
都市部	建築課	優先的平常時業務	保安上危険な建築物に対する措置に関する事			●	○	○
都市部	建築課	優先的平常時業務	開発許可、宅造許可の相談に関する事			●	○	○
都市部	建築課	優先的平常時業務	都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定に基づく開発許可等に関する事				●	○
都市部	建築課	優先的平常時業務	宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)に基づく宅地造成に関する工事許可に関する事				●	○
都市部	建築課	優先的平常時業務	建築基準法(昭和25年法律第201号)に関する事				●	○
都市部	建築課	優先的平常時業務	高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)に関する事					●
都市部	建築課	優先的平常時業務	エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)に関する事					●
都市部	建築課	優先的平常時業務	住宅金融支援機構受託業務に関する審査及び検査に関する事					●
都市部	建築課	優先的平常時業務	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)に基づく長期優良住宅の認定に関する事					●
都市部	建築課	優先的平常時業務	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)に基づく低炭素建築物の認定に関する事					●
都市部	建築課	優先的平常時業務	建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)に関する事					●
都市部	建築課	優先的平常時業務	広島県福祉のまちづくり条例(平成7年広島県条例第4号)に関する事					●
都市部	建築課	優先的平常時業務	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に係る受付、審査及び受理に関する事					●
都市部	建築課	優先的平常時業務	土砂災害特別警戒区域での特定開発行為の申請の進捗に関する事					●

非常時優先業務 所属別一覧（因島総合支所）

所属		非常時優先業務		目標開始時間				
部	課	業務区分	分掌事務	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
因島総合支所	市民生活課	共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
因島総合支所	市民生活課	共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
因島総合支所	市民生活課	共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
因島総合支所	市民生活課	共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
因島総合支所	市民生活課	共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
因島総合支所	市民生活課	災害時業務	災害対策本部の運営に関する事	●	○	○	○	○
因島総合支所	市民生活課	災害時業務	本部会議に関する事	●	○	○	○	○
因島総合支所	市民生活課	災害時業務	防災会議及び関係機関との連絡調整に関する事	●	○	○	○	○
因島総合支所	市民生活課	災害時業務	各部の総合調整及び連絡に関する事	●	○	○	○	○
因島総合支所	市民生活課	災害時業務	気象情報の収集及び通報に関する事	●	○	○	○	○
因島総合支所	市民生活課	災害時業務	各部からの災害情報及び被害報告の取りまとめに関する事	●	○	○	○	○
因島総合支所	市民生活課	災害時業務	応援派遣の要請に関する事	●	○	○	○	○
因島総合支所	市民生活課	災害時業務	公用車両の配車計画に関する事	●	○	○	○	○
因島総合支所	市民生活課	災害時業務	支所との連絡調整及び情報伝達に関する事	●	○	○	○	○
因島総合支所	市民生活課	災害時業務	被災者及び災害応急対策に従事する者の応急食料の確保及び配給に関する事	●	○	○	○	○
因島総合支所	市民生活課	災害時業務	自主防災組織の育成・支援に関する事	●	○	○	○	○
因島総合支所	市民生活課	災害時業務	避難の勧告及び指示に関する事	●	○	○	○	○
因島総合支所	市民生活課	災害時業務	各種庁内情報システムのデータ・ネットワークの保全	●	○	○	○	○
因島総合支所	市民生活課	災害時業務	被災世帯の調査に関する事		●	○	○	○
因島総合支所	市民生活課	災害時業務	部の庶務に関する事			●	○	○
因島総合支所	市民生活課	災害時業務	防災ボランティアに関する事			●	○	○
因島総合支所	市民生活課	優先的平常時業務	庁舎及び公用車の管理に関する事			●	○	○
因島総合支所	市民生活課	優先的平常時業務	公害対策に関する事			●	○	○
因島総合支所	市民生活課	優先的平常時業務	環境保全対策に関する事			●	○	○
因島総合支所	市民生活課	優先的平常時業務	斎場の管理運営及び墓地に係る各種申請の受付に関する事			●	○	○
因島総合支所	市民生活課	優先的平常時業務	戸籍、住民基本台帳及び戸籍の附票に関する各種届出並びに証明に関する事			●	○	○
因島総合支所	市民生活課	優先的平常時業務	外国人の在留管理に係る届出及び特別永住許可申請に関する事			●	○	○
因島総合支所	市民生活課	優先的平常時業務	住民の印鑑の登録及び証明に関する事			●	○	○
因島総合支所	市民生活課	優先的平常時業務	埋火葬許可、斎場使用許可及び火葬場使用許可に関する事			●	○	○
因島総合支所	市民生活課	優先的平常時業務	死産の届出に関する事			●	○	○
因島総合支所	市民生活課	優先的平常時業務	国民健康保険被保険者資格届の受付に関する事			●	○	○
因島総合支所	市民生活課	優先的平常時業務	国民年金被保険者資格届の受付に関する事			●	○	○
因島総合支所	市民生活課	優先的平常時業務	介護保険被保険者資格届の受付に関する事			●	○	○
因島総合支所	市民生活課	優先的平常時業務	後期高齢者医療被保険者資格届の受付に関する事			●	○	○
因島総合支所	市民生活課	優先的平常時業務	狂犬病予防及び犬の登録の受付に関する事				●	○
因島総合支所	市民生活課	優先的平常時業務	街灯の設置及び管理に関する事				●	○
因島総合支所	市民生活課	優先的平常時業務	自動車臨時運行許可に関する事				●	○
因島総合支所	市民生活課	優先的平常時業務	身分証明書の交付に関する事				●	○
因島総合支所	市民生活課	優先的平常時業務	一般旅券発給申請の受理及び一般旅券の交付に関する事				●	○
因島総合支所	市民生活課	優先的平常時業務	連絡所との連絡調整に関する事				●	○
因島総合支所	市民生活課	優先的平常時業務	物品の購入及び調達に関する事				●	○
因島総合支所	市民生活課	優先的平常時業務	小型浄化槽の設置助成に関する事				●	○
因島総合支所	市民生活課	優先的平常時業務	環境衛生(一般社団法人尾道市公衆衛生推進協議会との連携業務)に関する事					●
因島総合支所	市民生活課	優先的平常時業務	公的個人認証サービスの各種申請に関する事					●
因島総合支所	市民生活課	優先的平常時業務	区長会に関する事					●
因島総合支所	しまおこし課	共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
因島総合支所	しまおこし課	共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
因島総合支所	しまおこし課	共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
因島総合支所	しまおこし課	共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
因島総合支所	しまおこし課	共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
因島総合支所	しまおこし課	災害時業務	土木関係災害の調査に関する事	●	○	○	○	○
因島総合支所	しまおこし課	災害時業務	土木関係業者に対する協力要請に関する事	●	○	○	○	○
因島総合支所	しまおこし課	災害時業務	建設関係業者の動員に関する事	●	○	○	○	○
因島総合支所	しまおこし課	災害時業務	道路・河川・堤防・山崩れ等応急対策に関する事	●	○	○	○	○
因島総合支所	しまおこし課	災害時業務	作業隊の指揮監督に関する事	●	○	○	○	○
因島総合支所	しまおこし課	災害時業務	障害物の除去に関する事	●	○	○	○	○
因島総合支所	しまおこし課	災害時業務	災害危険区域の非常警備に関する事	●	○	○	○	○
因島総合支所	しまおこし課	災害時業務	道路、橋梁、河川、溝渠等の災害状況調査及び災害復旧に関する事	●	○	○	○	○
因島総合支所	しまおこし課	災害時業務	農林水産関係施設の災害状況調査及び災害復旧に関する事	●	○	○	○	○
因島総合支所	しまおこし課	災害時業務	市街地の損壊家屋等の対策に関する事		●	○	○	○
因島総合支所	しまおこし課	災害時業務	応急復旧対策用資材の確保及び輸送に関する事		●	○	○	○
因島総合支所	しまおこし課	優先的平常時業務	漁港その他漁業施設に係る地元調整に関する事			●	○	○
因島総合支所	しまおこし課	優先的平常時業務	因島技術センター運営協議会に関する事			●	○	○
因島総合支所	しまおこし課	優先的平常時業務	漁港その他漁業施設管理に関する事			●	○	○
因島総合支所	しまおこし課	優先的平常時業務	奥山ダム及びびかながい施設管理に関する事			●	○	○

非常時優先業務 所属別一覧（因島総合支所）

所属		非常時優先業務		目標開始時間				
部	課	業務区分	分掌事務	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
因島総合支所	しまおこし課	優先的平常時業務	各種観光施設の整備及び管理運営に関する事				●	○
因島総合支所	しまおこし課	優先的平常時業務	農林水産業金融にかかわる申請の受付等に関する事				●	○
因島総合支所	しまおこし課	優先的平常時業務	有害鳥獣捕獲の連絡調整に関する事				●	○
因島総合支所	しまおこし課	優先的平常時業務	自然環境保全及び緑化推進事業の地元調整に関する事				●	○
因島総合支所	しまおこし課	優先的平常時業務	その他観光行事に関する事					●
因島総合支所	しまおこし課	優先的平常時業務	因島レストハウスの管理に関する事					●
因島総合支所	しまおこし課	優先的平常時業務	因島アメニティ公園の管理運営に関する事					●
因島総合支所	しまおこし課	優先的平常時業務	因島地域公園の管理に関する事					●
因島総合支所	しまおこし課	優先的平常時業務	商工業金融にかかわる申請の受付等に関する事					●
因島総合支所	しまおこし課	優先的平常時業務	因島大橋記念公園の管理に関する事					●
因島総合支所	しまおこし課	優先的平常時業務	フラワーセンターの管理運営に関する事					●
因島総合支所	施設管理課	共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
因島総合支所	施設管理課	共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
因島総合支所	施設管理課	共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
因島総合支所	施設管理課	共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
因島総合支所	施設管理課	共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
因島総合支所	施設管理課	災害時業務	土木関係災害の調査に関する事	●	○	○	○	○
因島総合支所	施設管理課	災害時業務	土木関係業者に対する協力要請に関する事	●	○	○	○	○
因島総合支所	施設管理課	災害時業務	建設関係業者の動員に関する事	●	○	○	○	○
因島総合支所	施設管理課	災害時業務	障害物の除去に関する事	●	○	○	○	○
因島総合支所	施設管理課	災害時業務	道路・河川・堤防・山崩れ等応急対策に関する事	●	○	○	○	○
因島総合支所	施設管理課	災害時業務	作業隊の指揮監督に関する事	●	○	○	○	○
因島総合支所	施設管理課	災害時業務	災害危険区域の非常警備に関する事	●	○	○	○	○
因島総合支所	施設管理課	災害時業務	道路、橋梁、河川、溝渠等の災害状況調査及び災害復旧に関する事	●	○	○	○	○
因島総合支所	施設管理課	災害時業務	農林水産関係施設の災害状況調査及び災害復旧に関する事	●	○	○	○	○
因島総合支所	施設管理課	災害時業務	市街地の損壊家屋等の対策に関する事		●	○	○	○
因島総合支所	施設管理課	災害時業務	応急復旧対策用資材の確保及び輸送に関する事			●	○	○
因島総合支所	施設管理課	優先的平常時業務	港湾及び港湾施設等の管理に関する事			●	○	○
因島総合支所	施設管理課	優先的平常時業務	渡船事業(細島～西浜航路)の実施に関する事			●	○	○
因島総合支所	施設管理課	優先的平常時業務	都市公園の維持管理に関する事				●	○
因島総合支所	施設管理課	優先的平常時業務	リサイクル届の受付に関する事				●	○
因島総合支所	施設管理課	優先的平常時業務	その他都市計画事業に関する事					●
因島総合支所	施設管理課	優先的平常時業務	農林水産土木工事の設計及び施行に関する事					●
因島総合支所	施設管理課	優先的平常時業務	道路、河川溝渠等の工事の設計及び施行に関する事					●
因島総合支所	施設管理課	優先的平常時業務	道路、橋梁、河川、急傾斜、溝渠等の補修箇所調査及び連絡に関する事					●
因島総合支所	施設管理課	優先的平常時業務	工事の施工管理及び検査に関する事					●
因島総合支所	施設管理課	優先的平常時業務	工用機械、器具、資材の検収及び管理に関する事					●
因島総合支所	施設管理課	優先的平常時業務	排水路の維持管理に関する事					●
因島総合支所	施設管理課	優先的平常時業務	開発行為に係る公共施設の審査及び帰属に関する事					●
因島総合支所	施設管理課	優先的平常時業務	道路、橋梁、河川、溝渠等の境界確認並びに占使用及び占使用に係る技術に関する事					●
因島総合支所	施設管理課	優先的平常時業務	排水ポンプ場及び樋門の維持管理に関する事					●
因島総合支所	施設管理課	優先的平常時業務	市営住宅の申込受付等に関する事					●
因島総合支所	施設管理課	優先的平常時業務	普通財産の取得、管理及び貸借に関する事					●
因島総合支所	施設管理課	優先的平常時業務	道路、河川等における事故に伴う事務に関する事					●
因島総合支所	施設管理課	優先的平常時業務	建設工事及び営繕工事の請負、契約その他工事の執行手続(設計委託契約を含む)に関する事					●
因島総合支所	施設管理課	優先的平常時業務	市有公舎に関する事					●

非常時優先業務 所属別一覧（御調支所）

所属		非常時優先業務		目標開始時間				
部	課	業務区分	分掌事務	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
御調支所	まちおこし課	共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
御調支所	まちおこし課	共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
御調支所	まちおこし課	共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
御調支所	まちおこし課	共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
御調支所	まちおこし課	共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
御調支所	まちおこし課	災害時業務	土木関係災害の調査に関する事	●	○	○	○	○
御調支所	まちおこし課	災害時業務	土木関係業者に対する協力要請に関する事	●	○	○	○	○
御調支所	まちおこし課	災害時業務	建設関係業者の動員に関する事	●	○	○	○	○
御調支所	まちおこし課	災害時業務	災害対策本部の運営に関する事	●	○	○	○	○
御調支所	まちおこし課	災害時業務	本部会議に関する事	●	○	○	○	○
御調支所	まちおこし課	災害時業務	防災会議及び関係機関との連絡調整に関する事	●	○	○	○	○
御調支所	まちおこし課	災害時業務	各部の総合調整及び連絡に関する事	●	○	○	○	○
御調支所	まちおこし課	災害時業務	気象情報の収集及び通報に関する事	●	○	○	○	○
御調支所	まちおこし課	災害時業務	各部からの災害情報及び被害報告の取りまとめに関する事	●	○	○	○	○
御調支所	まちおこし課	災害時業務	応援派遣の要請に関する事	●	○	○	○	○
御調支所	まちおこし課	災害時業務	公用車両の配車計画に関する事	●	○	○	○	○
御調支所	まちおこし課	災害時業務	支所との連絡調整及び情報伝達に関する事	●	○	○	○	○
御調支所	まちおこし課	災害時業務	道路・河川・堤防・山崩れ等急応急対策に関する事	●	○	○	○	○
御調支所	まちおこし課	災害時業務	作業隊の指揮監督に関する事	●	○	○	○	○
御調支所	まちおこし課	災害時業務	障害物の除去に関する事	●	○	○	○	○
御調支所	まちおこし課	災害時業務	災害危険区域の非常警備に関する事	●	○	○	○	○
御調支所	まちおこし課	災害時業務	自主防災組織の育成・支援に関する事	●	○	○	○	○
御調支所	まちおこし課	災害時業務	避難の勧告及び指示に関する事	●	○	○	○	○
御調支所	まちおこし課	災害時業務	各種庁内情報システムのデータ・ネットワークの保全	●	○	○	○	○
御調支所	まちおこし課	災害時業務	道路、橋梁、河川、溝渠等の災害状況調査及び災害復旧に関する事	●	○	○	○	○
御調支所	まちおこし課	災害時業務	農林水産関係施設の災害状況調査及び災害復旧に関する事	●	○	○	○	○
御調支所	まちおこし課	災害時業務	市街地の損壊家屋等の対策に関する事		●	○	○	○
御調支所	まちおこし課	災害時業務	応急復旧対策用資材の確保及び輸送に関する事			●	○	○
御調支所	まちおこし課	災害時業務	部の庶務に関する事			●	○	○
御調支所	まちおこし課	災害時業務	防災ボランティアに関する事			●	○	○
御調支所	まちおこし課	優先的平常時業務	防災行政無線等の運用及び維持管理に関する事			●	○	○
御調支所	まちおこし課	優先的平常時業務	戸籍、住民基本台帳及び戸籍の附票に関する各種届出並びに証明に関する事			●	○	○
御調支所	まちおこし課	優先的平常時業務	住民の印鑑の登録及び証明に関する事			●	○	○
御調支所	まちおこし課	優先的平常時業務	埋火葬許可、斎場使用許可及び火葬場使用許可に関する事			●	○	○
御調支所	まちおこし課	優先的平常時業務	庁舎及び公用車の管理に関する事			●	○	○
御調支所	まちおこし課	優先的平常時業務	道路、橋梁、河川、溝渠等の維持修繕及び災害状況調査に関する事			●	○	○
御調支所	まちおこし課	優先的平常時業務	中山間地域等直接支払事業の地元調整に関する事			●	○	○
御調支所	まちおこし課	優先的平常時業務	市税の申告相談、証明、収納等に関する事			●	○	○
御調支所	まちおこし課	優先的平常時業務	資産関係の証明閲覧等に関する事			●	○	○
御調支所	まちおこし課	優先的平常時業務	外国人の在留管理に係る届出及び特別永住許可申請に関する事				●	○
御調支所	まちおこし課	優先的平常時業務	自動車臨時運行許可に関する事				●	○
御調支所	まちおこし課	優先的平常時業務	身分証明書の交付に関する事				●	○
御調支所	まちおこし課	優先的平常時業務	公的個人認証サービスの各種申請に関する事				●	○
御調支所	まちおこし課	優先的平常時業務	経営所得安定対策にかかわる連絡調整に関する事					●
御調支所	まちおこし課	優先的平常時業務	有害鳥獣捕獲の連絡調整に関する事					●
御調支所	まちおこし課	優先的平常時業務	ふれあいの里に関する事					●
御調支所	まちおこし課	優先的平常時業務	ため池、樋門、堰等の維持修繕に関する事					●
御調支所	まちおこし課	優先的平常時業務	道路、橋梁、河川、溝渠等の補修箇所の調査及び連絡に関する事					●
御調支所	まちおこし課	優先的平常時業務	工事の施工管理及び検査に関する事					●
御調支所	まちおこし課	優先的平常時業務	排水路の維持管理に関する事					●
御調支所	御調保健福祉センター	共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
御調支所	御調保健福祉センター	共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
御調支所	御調保健福祉センター	共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
御調支所	御調保健福祉センター	共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
御調支所	御調保健福祉センター	共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
御調支所	御調保健福祉センター	災害時業務	要配慮者及び避難行動要支援者避難支援に関する事	●	○	○	○	○
御調支所	御調保健福祉センター	災害時業務	在園中の保育児の避難に関する事	●	○	○	○	○
御調支所	御調保健福祉センター	災害時業務	遺体の処理及び身元調査に関する事	●	○	○	○	○
御調支所	御調保健福祉センター	災害時業務	避難所の設置に関する事	●	○	○	○	○
御調支所	御調保健福祉センター	災害時業務	部内の連絡調整に関する事	●	○	○	○	○
御調支所	御調保健福祉センター	災害時業務	応急医療に関する事	●	○	○	○	○
御調支所	御調保健福祉センター	災害時業務	医師・助産師等協力要請に関する事	●	○	○	○	○
御調支所	御調保健福祉センター	災害時業務	災害時保健活動業務に関する事	●	○	○	○	○
御調支所	御調保健福祉センター	災害時業務	災害被災者の援助に関する事	●	○	○	○	○
御調支所	御調保健福祉センター	災害時業務	災害救助法の適用に関する事		●	○	○	○

非常時優先業務 所属別一覧（御調支所）

所属		非常時優先業務		目標開始時間				
部	課	業務区分	分掌事務	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
御調支所	御調保健福祉センター	災害時業務	救援物資の配給に関する事		●	○	○	○
御調支所	御調保健福祉センター	災害時業務	被服、寝具、その他の生活必需品の給与・貸与に関する事		●	○	○	○
御調支所	御調保健福祉センター	災害時業務	義援金の受付、配分に関する事			●	○	○
御調支所	御調保健福祉センター	災害時業務	部に係る災害相談に関する事			●	○	○
御調支所	御調保健福祉センター	災害時業務	罹災証明の発行に関する事			●	○	○
御調支所	御調保健福祉センター	災害時業務	生業資金、更正資金に関する事			●	○	○
御調支所	御調保健福祉センター	災害時業務	災害時の応急保育に関する事			●	○	○
御調支所	御調保健福祉センター	災害時業務	医療班の庶務経理に関する事			●	○	○
御調支所	御調保健福祉センター	災害時業務	見舞金に関する事				●	○
御調支所	御調保健福祉センター	優先的平常時業務	御調保健福祉センター及びみつぎいきセンターの管理運営に関する事			●	○	○
御調支所	御調保健福祉センター	優先的平常時業務	地域ケア会議等各種連絡調整に関する事			●	○	○
御調支所	御調保健福祉センター	優先的平常時業務	国民健康保険に係る各種届出書の受付等に関する事			●	○	○
御調支所	御調保健福祉センター	優先的平常時業務	介護保険に係る各種届出書の受付等に関する事			●	○	○
御調支所	御調保健福祉センター	優先的平常時業務	後期高齢者医療保険に係る各種届出書の受付等に関する事			●	○	○
御調支所	御調保健福祉センター	優先的平常時業務	要介護認定に関する事			●	○	○
御調支所	御調保健福祉センター	優先的平常時業務	旧軍人、戦傷病者、戦没者遺族等の救護に関する事			●	○	○
御調支所	御調保健福祉センター	優先的平常時業務	原爆被爆者の援護に関する事			●	○	○
御調支所	御調保健福祉センター	優先的平常時業務	身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事			●	○	○
御調支所	御調保健福祉センター	優先的平常時業務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費及び訓練等給付費に関する事			●	○	○
御調支所	御調保健福祉センター	優先的平常時業務	重度心身障害者の医療費助成に関する事			●	○	○
御調支所	御調保健福祉センター	優先的平常時業務	重度障害児(者)の日常生活用具の給付に関する事			●	○	○
御調支所	御調保健福祉センター	優先的平常時業務	自立支援医療費に関する事			●	○	○
御調支所	御調保健福祉センター	優先的平常時業務	身体障害者の補装具の交付及び修理に関する事			●	○	○
御調支所	御調保健福祉センター	優先的平常時業務	特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による特別児童扶養手当、特別障害者手当等の申請及び現況届の受付に関する事			●	○	○
御調支所	御調保健福祉センター	優先的平常時業務	障害者優待乗車証等の交付に関する事			●	○	○
御調支所	御調保健福祉センター	優先的平常時業務	有料道路における障害者割引措置に関する事			●	○	○
御調支所	御調保健福祉センター	優先的平常時業務	障害者福祉相談に関する事			●	○	○
御調支所	御調保健福祉センター	優先的平常時業務	高齢者福祉サービス等に係る各種届出書の受付等に関する事			●	○	○

非常時優先業務 所属別一覧（向島支所）

所属		非常時優先業務		目標開始時間				
部	課	業務区分	分掌事務	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
向島支所	しまおこし課	共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	災害時業務	土木関係災害の調査に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	災害時業務	土木関係業者に対する協力要請に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	災害時業務	建設関係業者の動員に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	災害時業務	災害対策本部の運営に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	災害時業務	本部会議に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	災害時業務	防災会議及び関係機関との連絡調整に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	災害時業務	各部の総合調整及び連絡に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	災害時業務	気象情報の収集及び通報に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	災害時業務	各部からの災害情報及び被害報告の取りまとめに関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	災害時業務	応援派遣の要請に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	災害時業務	公用車両の配車計画に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	災害時業務	支所との連絡調整及び情報伝達に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	災害時業務	要配慮者及び避難行動要支援者避難支援に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	災害時業務	避難所の設置に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	災害時業務	在園中の保育児の避難に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	災害時業務	遺体の処理及び身元調査に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	災害時業務	道路・河川・堤防・山崩れ等応急対策に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	災害時業務	作業隊の指揮監督に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	災害時業務	障害物の除去に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	災害時業務	災害危険区域の非常警備に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	災害時業務	自主防災組織の育成・支援に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	災害時業務	各種庁内情報システムのデータ・ネットワークの保全	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	災害時業務	避難の勧告及び指示に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	災害時業務	部内の連絡調整に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	災害時業務	道路、橋梁、河川、溝渠等の災害状況調査及び災害復旧に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	災害時業務	農林水産関係施設の災害状況調査及び災害復旧に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	災害時業務	災害被災者の援助に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	災害時業務	市街地の損壊家屋等の対策に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	災害時業務	災害救助法の適用に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	災害時業務	救援物資の配給に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	災害時業務	被服、寝具、その他の生活必需品の給与・貸与に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	災害時業務	生業資金、更正資金に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	災害時業務	災害時の応急保育に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	災害時業務	応急復旧対策用資材の確保及び輸送に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	災害時業務	部に係る災害相談に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	災害時業務	罹災証明の発行に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	災害時業務	防災ボランティアに関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	災害時業務	部の庶務に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	災害時業務	義援金の受付、配分に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	災害時業務	見舞金に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	優先的平常時業務	有線放送に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	優先的平常時業務	戸籍、住民基本台帳及び戸籍の附票に関する各種届出並びに証明に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	優先的平常時業務	住民の印鑑の登録及び証明に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	優先的平常時業務	埋火葬許可、斎場使用許可及び火葬場使用許可に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	優先的平常時業務	死産の届出に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	優先的平常時業務	庁舎及び公用車の管理に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	優先的平常時業務	日本赤十字社募金に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	優先的平常時業務	国民健康保険に係る各種届出書の受付等に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	優先的平常時業務	国民年金に係る各種届出書の受付等に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	優先的平常時業務	介護保険に係る各種届出書の受付等に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	優先的平常時業務	後期高齢者医療保険に係る各種届出書の受付等に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	優先的平常時業務	原爆被災者の援護に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	優先的平常時業務	身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	優先的平常時業務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費及び訓練等給付費に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	優先的平常時業務	重度心身障害者の医療費助成に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	優先的平常時業務	重度障害児(者)の日常生活用具の給付に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	優先的平常時業務	自立支援医療費に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	優先的平常時業務	身体障害者の補装具の交付及び修理に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	優先的平常時業務	その他障害者福祉に関する事	●	○	○	○	○
向島支所	しまおこし課	優先的平常時業務	高齢者福祉サービス等に係る各種届出書の受付等に関する事	●	○	○	○	○

非常時優先業務 所属別一覧（向島支所）

所属		非常時優先業務		目標開始時間				
部	課	業務区分	分掌事務	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
向島支所	しまおこし課	優先的平常時業務	その他高齢者の福祉事業に関する事				●	○
向島支所	しまおこし課	優先的平常時業務	ひとり親家庭等医療及び乳幼児等医療に係る各種届書等の受付及び受給者証の再交付に関する事				●	○
向島支所	しまおこし課	優先的平常時業務	母子健康手帳の交付に関する事				●	○
向島支所	しまおこし課	優先的平常時業務	インフルエンザ予防接種個人負担免除に関する事					●
向島支所	しまおこし課	優先的平常時業務	区長会との連絡調整に関する事					●
向島支所	しまおこし課	優先的平常時業務	各種手数料等の収納に関する事					●
向島支所	しまおこし課	優先的平常時業務	レンタサイクル等観光事業に関する事					●
向島支所	しまおこし課	優先的平常時業務	有害鳥獣捕獲の連絡調整に関する事					●
向島支所	しまおこし課	優先的平常時業務	道路、橋梁、河川、溝渠、公園等の維持修繕に係る地域要望及び連絡調整に関する事					●
向島支所	しまおこし課	優先的平常時業務	市税の申告相談、証明、収納等に関する事					●
向島支所	しまおこし課	優先的平常時業務	原動機付自転車の標識に関する事					●
向島支所	しまおこし課	優先的平常時業務	資産関係の証明閲覧等に関する事					●

非常時優先業務 所属別一覧（瀬戸田支所）

所属		非常時優先業務		目標開始時間				
部	課	業務区分	分掌事務	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
瀬戸田支所	住民福祉課	共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
瀬戸田支所	住民福祉課	共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
瀬戸田支所	住民福祉課	共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
瀬戸田支所	住民福祉課	共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
瀬戸田支所	住民福祉課	共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
瀬戸田支所	住民福祉課	災害時業務	要配慮者及び避難行動要支援者避難支援に関する事	●	○	○	○	○
瀬戸田支所	住民福祉課	災害時業務	在園中の保育児の避難に関する事	●	○	○	○	○
瀬戸田支所	住民福祉課	災害時業務	遺体の処理及び身元調査に関する事	●	○	○	○	○
瀬戸田支所	住民福祉課	災害時業務	避難所の設置に関する事	●	○	○	○	○
瀬戸田支所	住民福祉課	災害時業務	災害対策本部の運営に関する事	●	○	○	○	○
瀬戸田支所	住民福祉課	災害時業務	本部会議に関する事	●	○	○	○	○
瀬戸田支所	住民福祉課	災害時業務	防災会議及び関係機関との連絡調整に関する事	●	○	○	○	○
瀬戸田支所	住民福祉課	災害時業務	各部の総合調整及び連絡に関する事	●	○	○	○	○
瀬戸田支所	住民福祉課	災害時業務	気象情報の収集及び通報に関する事	●	○	○	○	○
瀬戸田支所	住民福祉課	災害時業務	各部からの災害情報及び被害報告の取りまとめに関する事	●	○	○	○	○
瀬戸田支所	住民福祉課	災害時業務	応援派遣の要請に関する事	●	○	○	○	○
瀬戸田支所	住民福祉課	災害時業務	公用車両の配車計画に関する事	●	○	○	○	○
瀬戸田支所	住民福祉課	災害時業務	支所との連絡調整及び情報伝達に関する事	●	○	○	○	○
瀬戸田支所	住民福祉課	災害時業務	各種庁内情報システムのデータ・ネットワークの保全	●	○	○	○	○
瀬戸田支所	住民福祉課	災害時業務	部内の連絡調整に関する事	●	○	○	○	○
瀬戸田支所	住民福祉課	災害時業務	避難の動向及び指示に関する事	●	○	○	○	○
瀬戸田支所	住民福祉課	災害時業務	自主防災組織の育成・支援に関する事	●	○	○	○	○
瀬戸田支所	住民福祉課	災害時業務	災害被災者の援助に関する事	●	○	○	○	○
瀬戸田支所	住民福祉課	災害時業務	災害救助法の適用に関する事		●	○	○	○
瀬戸田支所	住民福祉課	災害時業務	救援物資の配給に関する事		●	○	○	○
瀬戸田支所	住民福祉課	災害時業務	被服、寝具、その他の生活必需品の給与・貸与に関する事		●	○	○	○
瀬戸田支所	住民福祉課	災害時業務	防災ボランティアに関する事			●	○	○
瀬戸田支所	住民福祉課	災害時業務	部の庶務に関する事			●	○	○
瀬戸田支所	住民福祉課	災害時業務	義援金の受付、配分に関する事			●	○	○
瀬戸田支所	住民福祉課	災害時業務	部に係る災害相談に関する事			●	○	○
瀬戸田支所	住民福祉課	災害時業務	罹災証明の発行に関する事			●	○	○
瀬戸田支所	住民福祉課	災害時業務	生業資金、更正資金に関する事			●	○	○
瀬戸田支所	住民福祉課	災害時業務	災害時の応急保育に関する事			●	○	○
瀬戸田支所	住民福祉課	災害時業務	見舞金に関する事				●	○
瀬戸田支所	住民福祉課	優先的平常時業務	庁舎及び公用車の管理に関する事			●	○	○
瀬戸田支所	住民福祉課	優先的平常時業務	街灯の設置及び管理に関する事			●	○	○
瀬戸田支所	住民福祉課	優先的平常時業務	戸籍、住民基本台帳及び戸籍の附票に関する各種届出並びに証明に関する事			●	○	○
瀬戸田支所	住民福祉課	優先的平常時業務	住民の印鑑の登録及び証明に関する事			●	○	○
瀬戸田支所	住民福祉課	優先的平常時業務	瀬戸田福祉保健センターの管理及び運営に関する事			●	○	○
瀬戸田支所	住民福祉課	優先的平常時業務	外国人の在留管理に係る届出及び特別永住許可申請に関する事				●	○
瀬戸田支所	住民福祉課	優先的平常時業務	埋火葬許可、斎場使用許可及び火葬場使用許可に関する事				●	○
瀬戸田支所	住民福祉課	優先的平常時業務	身分証明書の交付に関する事				●	○
瀬戸田支所	住民福祉課	優先的平常時業務	各種専門相談に関する事					●
瀬戸田支所	住民福祉課	優先的平常時業務	集会所及び開発総合センターに関する事					●
瀬戸田支所	住民福祉課	優先的平常時業務	斎場及び墓地に係る受付に関する事					●
瀬戸田支所	住民福祉課	優先的平常時業務	環境衛生(一般社団法人尾道市公衆衛生推進協議会との連携業務)に関する事					●
瀬戸田支所	住民福祉課	優先的平常時業務	自動車臨時運行許可に関する事					●
瀬戸田支所	住民福祉課	優先的平常時業務	公的個人認証サービスの各種申請に関する事					●
瀬戸田支所	住民福祉課	優先的平常時業務	日本赤十字社募金に関する事					●
瀬戸田支所	住民福祉課	優先的平常時業務	物品の購入及び調達に関する事					●
瀬戸田支所	住民福祉課	優先的平常時業務	区長会に関する事					●
瀬戸田支所	住民福祉課	優先的平常時業務	防災対策関連業務に関する事					●
瀬戸田支所	住民福祉課	優先的平常時業務	各種手数料等の収納に関する事					●
瀬戸田支所	住民福祉課	優先的平常時業務	身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事					●
瀬戸田支所	住民福祉課	優先的平常時業務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費及び訓練等給付費に関する事					●
瀬戸田支所	住民福祉課	優先的平常時業務	重度心身障害者の医療費助成に関する事					●
瀬戸田支所	住民福祉課	優先的平常時業務	身体障害者の補装具の交付及び修理に関する事					●
瀬戸田支所	住民福祉課	優先的平常時業務	重度障害児(者)の日常生活用具の給付に関する事					●
瀬戸田支所	住民福祉課	優先的平常時業務	生活保護の相談及び申請の受付等に関する事					●
瀬戸田支所	住民福祉課	優先的平常時業務	児童手当及び児童扶養手当に係る各種届書等の受付に関する事					●
瀬戸田支所	住民福祉課	優先的平常時業務	国民健康保険に係る各種届出書の受付等に関する事					●
瀬戸田支所	住民福祉課	優先的平常時業務	国民年金に係る各種届出書の受付等に関する事					●
瀬戸田支所	住民福祉課	優先的平常時業務	介護保険に係る各種届出書の受付等に関する事					●
瀬戸田支所	住民福祉課	優先的平常時業務	要介護認定に関する事					●

非常時優先業務 所属別一覧（瀬戸田支所）

所属		非常時優先業務		目標開始時間				
部	課	業務区分	分掌事務	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
瀬戸田支所	住民福祉課	優先的平常時業務	後期高齢者医療保険に係る各種届出書の受付等に関する事					●
瀬戸田支所	住民福祉課	優先的平常時業務	市税の申告相談、証明、収納等に関する事					●
瀬戸田支所	しまおこし課	共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
瀬戸田支所	しまおこし課	共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
瀬戸田支所	しまおこし課	共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
瀬戸田支所	しまおこし課	共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
瀬戸田支所	しまおこし課	共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
瀬戸田支所	しまおこし課	災害時業務	土木関係災害の調査に関する事	●	○	○	○	○
瀬戸田支所	しまおこし課	災害時業務	土木関係業者に対する協力要請に関する事	●	○	○	○	○
瀬戸田支所	しまおこし課	災害時業務	建設関係業者の動員に関する事	●	○	○	○	○
瀬戸田支所	しまおこし課	災害時業務	道路・河川・堤防・山崩れ等応急対策に関する事	●	○	○	○	○
瀬戸田支所	しまおこし課	災害時業務	作業隊の指揮監督に関する事	●	○	○	○	○
瀬戸田支所	しまおこし課	災害時業務	障害物の除去に関する事	●	○	○	○	○
瀬戸田支所	しまおこし課	災害時業務	災害危険区域の非常警備に関する事	●	○	○	○	○
瀬戸田支所	しまおこし課	災害時業務	道路、橋梁、河川、溝渠等の災害状況調査及び災害復旧に関する事	●	○	○	○	○
瀬戸田支所	しまおこし課	災害時業務	農林水産関係施設の災害状況調査及び災害復旧に関する事	●	○	○	○	○
瀬戸田支所	しまおこし課	災害時業務	市街地の損壊家屋等の対策に関する事		●	○	○	○
瀬戸田支所	しまおこし課	災害時業務	応急復旧対策用資材の確保及び輸送に関する事			●	○	○
瀬戸田支所	しまおこし課	優先的平常時業務	漁港その他漁業施設に関する事			●	○	○
瀬戸田支所	しまおこし課	優先的平常時業務	港湾及び港湾施設等の管理に関する事			●	○	○
瀬戸田支所	しまおこし課	優先的平常時業務	都市公園の維持管理に関する事			●	○	○
瀬戸田支所	しまおこし課	優先的平常時業務	有害鳥獣捕獲の連絡調整に関する事					●
瀬戸田支所	しまおこし課	優先的平常時業務	シトラスパークの管理運営に関する事					●
瀬戸田支所	しまおこし課	優先的平常時業務	サンセットビーチの管理運営に関する事					●
瀬戸田支所	しまおこし課	優先的平常時業務	その他観光、地域振興行事に関する事					●
瀬戸田支所	しまおこし課	優先的平常時業務	自然公園等の管理に関する事					●
瀬戸田支所	しまおこし課	優先的平常時業務	商工業金融にかかわる申請の受付等に関する事					●
瀬戸田支所	しまおこし課	優先的平常時業務	地域振興施策に係る総合調整に関する事					●
瀬戸田支所	しまおこし課	優先的平常時業務	農業集落排水事業の管理運営に関する事					●
瀬戸田支所	しまおこし課	優先的平常時業務	農林水産土木工事の設計及び施行に関する事					●
瀬戸田支所	しまおこし課	優先的平常時業務	道路、橋梁、河川、溝渠等の維持修繕に関する事					●
瀬戸田支所	しまおこし課	優先的平常時業務	道路、橋梁、河川、溝渠等の補修箇所の調査及び連絡に関する事					●
瀬戸田支所	しまおこし課	優先的平常時業務	工事の施工管理及び検査に関する事					●
瀬戸田支所	しまおこし課	優先的平常時業務	工事の現場監督及び指導に関する事					●
瀬戸田支所	しまおこし課	優先的平常時業務	工事中機械、器具、資材の検収及び管理に関する事					●
瀬戸田支所	しまおこし課	優先的平常時業務	排水路の維持管理に関する事					●
瀬戸田支所	しまおこし課	優先的平常時業務	開発行為に係る公共施設の審査及び帰属に関する事					●
瀬戸田支所	しまおこし課	優先的平常時業務	道路、橋梁、河川、溝渠等の境界確認並びに占使用及び占使用に係る技術に関する事					●
瀬戸田支所	しまおこし課	優先的平常時業務	普通財産の取得、管理及び貸借に関する事					●
瀬戸田支所	しまおこし課	優先的平常時業務	屋外広告物の許可に関する事					●
瀬戸田支所	しまおこし課	優先的平常時業務	道路台帳等の調整及び管理並びに市道認定に関する事					●
瀬戸田支所	しまおこし課	優先的平常時業務	道路、河川等における事故に伴う事務に関する事					●
瀬戸田支所	しまおこし課	優先的平常時業務	建設工事及び営繕工事の請負、契約その他工事の執行手続(設計委託契約を含む)に関する事					●
瀬戸田支所	しまおこし課	優先的平常時業務	地籍調査に関する事					●
瀬戸田支所	しまおこし課	優先的平常時業務	排水ポンプ場の維持管理に関する事					●
瀬戸田支所	しまおこし課	優先的平常時業務	市営住宅の申込受付等に関する事					●
瀬戸田支所	しまおこし課	優先的平常時業務	認定農業者の育成及び連絡調整に関する事					●
瀬戸田支所	しまおこし課	優先的平常時業務	その他農林水産振興の各種事業の推進にかかわる地元調整に関する事					●

非常時優先業務 所属別一覧（会計課）

所属		非常時優先業務		目標開始時間				
部	課	業務区分	分掌事務	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
-	会計課	共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
-	会計課	共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
-	会計課	共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
-	会計課	共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
-	会計課	共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
-	会計課	災害時業務	災害対策本部の経理に関する事			●	○	○
-	会計課	災害時業務	災害対策資材及びその他物品の購入並びに出納に関する事			●	○	○
-	会計課	災害時業務	住宅被災者に対する融資等に関する事			●	○	○
-	会計課	災害時業務	中小企業被災者に対する融資に関する事			●	○	○
-	会計課	優先的平常時業務	現金の収入及び保管に関する事				●	○
-	会計課	優先的平常時業務	収入の審査に関する事				●	○
-	会計課	優先的平常時業務	市税及び料金の収納、整理に関する事				●	○
-	会計課	優先的平常時業務	その他収入に関する事				●	○
-	会計課	優先的平常時業務	現金の支出及び保管に関する事				●	○
-	会計課	優先的平常時業務	支出負担行為の確認、支出命令等の審査並びに戻出及び過誤納金の審査に関する事				●	○
-	会計課	優先的平常時業務	指定金融機関等に関する事				●	○
-	会計課	優先的平常時業務	有価証券の保管に関する事				●	○
-	会計課	優先的平常時業務	小切手の振出しに関する事				●	○
-	会計課	優先的平常時業務	現金及び財産(備品を含む)の記録管理に関する事				●	○

非常時優先業務 所属別一覧（議会事務局）

所属		非常時優先業務		目標開始時間				
部	課	業務区分	分掌事務	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
議会事務局		共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
議会事務局		共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
議会事務局		共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
議会事務局		共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
議会事務局		共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
議会事務局		災害時業務	災害及び被害情報の広報に関すること	●	○	○	○	○
議会事務局		災害時業務	気象情報の周知に関すること	●	○	○	○	○
議会事務局		災害時業務	被災者の安否問い合わせに関すること	●	○	○	○	○
議会事務局		災害時業務	本部長及び副本部長の秘書に関すること	●	○	○	○	○
議会事務局		災害時業務	議会災害対策会議に関すること	●	○	○	○	○
議会事務局		災害時業務	災害視察者、見舞者の応援に関すること			●	○	○
議会事務局		災害時業務	尾道市議会との連携に関すること			●	○	○
議会事務局		災害時業務	被災者相談窓口設置に関すること			●	○	○
議会事務局		優先的の平常時業務	その他事務局の所管に属すること			●	○	○
議会事務局		優先的の平常時業務	議場及び議会関係各室の使用に関すること			●	○	○
議会事務局		優先的の平常時業務	文書の收受、発送、浄書及び整理保存に関すること					●
議会事務局		優先的の平常時業務	職員の任免、服務及び給与に関すること					●
議会事務局		優先的の平常時業務	議員の報酬及び費用弁償に関すること					●
議会事務局		優先的の平常時業務	本会議及び各種委員会に関すること					●
議会事務局		優先的の平常時業務	請願及び陳情に関すること					●
議会事務局		優先的の平常時業務	その他議事に関すること					●

非常時優先業務 所属別一覧（監査事務局）

所属		非常時優先業務		目標開始時間				
部	課	業務区分	分掌事務	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
監査事務局		共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
監査事務局		共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
監査事務局		共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
監査事務局		共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
監査事務局		共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
監査事務局		災害時業務	災害及び被害情報の広報に関すること	●	○	○	○	○
監査事務局		災害時業務	気象情報の周知に関すること	●	○	○	○	○
監査事務局		災害時業務	被災者の安否問い合わせに関すること	●	○	○	○	○
監査事務局		災害時業務	本部長及び副本部長の秘書に関すること	●	○	○	○	○
監査事務局		災害時業務	議会災害対策会議に関すること	●	○	○	○	○
監査事務局		災害時業務	災害視察者、見舞者の応援に関すること			●	○	○
監査事務局		災害時業務	尾道市議会との連携に関すること			●	○	○
監査事務局		災害時業務	被災者相談窓口設置に関すること			●	○	○
監査事務局		優先的の平常時業務	監査委員に関すること					●
監査事務局		優先的の平常時業務	事務局の予算及び決算に関すること					●
監査事務局		優先的の平常時業務	監査に関すること					●
監査事務局		優先的の平常時業務	出納検査に関すること					●
監査事務局		優先的の平常時業務	事務局の庶務に関すること					●

非常時優先業務 所属別一覧（選挙管理委員会事務局）

所属		非常時優先業務		目標開始時間				
部	課	業務区分	分掌事務	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
選挙管理委員会事務局		共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
選挙管理委員会事務局		共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
選挙管理委員会事務局		共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
選挙管理委員会事務局		共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
選挙管理委員会事務局		共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
選挙管理委員会事務局		災害時業務	災害及び被害情報の広報に関する事	●	○	○	○	○
選挙管理委員会事務局		災害時業務	気象情報の周知に関する事	●	○	○	○	○
選挙管理委員会事務局		災害時業務	被災者の安否問い合わせに関する事	●	○	○	○	○
選挙管理委員会事務局		災害時業務	本部長及び副本部長の秘書に関する事	●	○	○	○	○
選挙管理委員会事務局		災害時業務	議会災害対策会議に関する事	●	○	○	○	○
選挙管理委員会事務局		災害時業務	災害視察者、見舞者の応援に関する事			●	○	○
選挙管理委員会事務局		災害時業務	尾道市議会との連携に関する事			●	○	○
選挙管理委員会事務局		災害時業務	被災者相談窓口設置に関する事			●	○	○
選挙管理委員会事務局		優先的平常時業務	文書、公印に関する事			●	○	○
選挙管理委員会事務局		優先的平常時業務	選挙の執行に関する事			●	○	○
選挙管理委員会事務局		優先的平常時業務	選挙人名簿の調製に関する事			●	○	○
選挙管理委員会事務局		優先的平常時業務	委員会に関する事					●
選挙管理委員会事務局		優先的平常時業務	経理に関する事					●
選挙管理委員会事務局		優先的平常時業務	事務局の庶務に関する事					●

非常時優先業務 所属別一覧（農業委員会事務局）

所属		非常時優先業務		目標開始時間				
部	課	業務区分	分掌事務	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
農業委員会事務局		共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
農業委員会事務局		共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
農業委員会事務局		共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
農業委員会事務局		共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
農業委員会事務局		共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
農業委員会事務局		災害時業務	農林水産関係災害情報の収集に関すること	●	○	○	○	○
農業委員会事務局		災害時業務	農林水産関係被害の調査に関すること	●	○	○	○	○
農業委員会事務局		災害時業務	農地及び農業用施設の災害復旧に関すること	●	○	○	○	○
農業委員会事務局		災害時業務	農地、農業用施設及び水産施設の災害対策に関すること		●	○	○	○
農業委員会事務局		災害時業務	災害対策用主要食料等の調達、あっせんに関すること			●	○	○
農業委員会事務局		災害時業務	農作物、水産物の被害に関する事後処理等指導に関すること			●	○	○
農業委員会事務局		災害時業務	部に係る災害相談に関すること			●	○	○
農業委員会事務局		優先的平常時業務	農地法(昭和27年法律第229号)に関すること			●	○	○
農業委員会事務局		優先的平常時業務	農家台帳に関すること			●	○	○
農業委員会事務局		優先的平常時業務	農地に係る証明に関すること			●	○	○
農業委員会事務局		優先的平常時業務	経理、服務、人事及び給与等に関すること				●	○
農業委員会事務局		優先的平常時業務	独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)に基づく農業者年金事業関係等の委託事務に関すること				●	○
農業委員会事務局		優先的平常時業務	委員会の招集及び議事に関すること					●

非常時優先業務 所属別一覧（教育総務部）

所属		非常時優先業務		目標開始時間				
部	課	業務区分	分掌事務	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
教育総務部	庶務課	共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
教育総務部	庶務課	共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
教育総務部	庶務課	共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
教育総務部	庶務課	共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
教育総務部	庶務課	共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
教育総務部	庶務課	災害時業務	学校施設及び設備の保全並びに応急対策に関する事	●	○	○	○	○
教育総務部	庶務課	災害時業務	学校関係災害の調査に関する事	●	○	○	○	○
教育総務部	庶務課	災害時業務	児童及び生徒の避難に関する事	●	○	○	○	○
教育総務部	庶務課	災害時業務	部に係る情報の収集及び報告に関する事	●	○	○	○	○
教育総務部	庶務課	災害時業務	被災宅地危険度判定実施に関する事	●	○	○	○	○
教育総務部	庶務課	災害時業務	学校給食に関する事			●	○	○
教育総務部	庶務課	災害時業務	応急教育計画に関する事			●	○	○
教育総務部	庶務課	災害時業務	教育部の庶務に関する事			●	○	○
教育総務部	庶務課	災害時業務	被災児童及び生徒の保護指導に関する事			●	○	○
教育総務部	庶務課	優先的平常時業務	委員会の会議に関する事			●	○	○
教育総務部	庶務課	優先的平常時業務	共同調理場に関する事(児童・生徒の給食指導を除く)			●	○	○
教育総務部	庶務課	優先的平常時業務	文書物件の收受、発送及び整理保存に関する事			●	○	○
教育総務部	庶務課	優先的平常時業務	職員(県費職員を除く)の人事、給与及びその他労務管理に関する事			●	○	○
教育総務部	庶務課	優先的平常時業務	学校給食及び学校給食会に関する事				●	○
教育総務部	庶務課	優先的平常時業務	幼稚園の庶務に関する事				●	○
教育総務部	庶務課	優先的平常時業務	教育行政事務の総合調整及び総合的管理に関する事					●
教育総務部	庶務課	優先的平常時業務	学校の土地建物等の管理に関する事					●
教育総務部	庶務課	優先的平常時業務	学校の土地建物の工事計画に関する事					●
教育総務部	生涯学習課	共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
教育総務部	生涯学習課	共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
教育総務部	生涯学習課	共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
教育総務部	生涯学習課	共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
教育総務部	生涯学習課	共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
教育総務部	生涯学習課	災害時業務	避難所に関する事	●	○	○	○	○
教育総務部	生涯学習課	災害時業務	社会教育施設の保全及び応急対策に関する事	●	○	○	○	○
教育総務部	生涯学習課	災害時業務	文化財の保全に関する事		●	○	○	○
教育総務部	因島瀬戸田地域教育課	共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
教育総務部	因島瀬戸田地域教育課	共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
教育総務部	因島瀬戸田地域教育課	共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
教育総務部	因島瀬戸田地域教育課	共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
教育総務部	因島瀬戸田地域教育課	共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
教育総務部	因島瀬戸田地域教育課	災害時業務	学校関係災害の調査に関する事	●	○	○	○	○
教育総務部	因島瀬戸田地域教育課	災害時業務	学校施設及び設備の保全並びに応急対策に関する事	●	○	○	○	○
教育総務部	因島瀬戸田地域教育課	災害時業務	児童及び生徒の避難に関する事	●	○	○	○	○
教育総務部	因島瀬戸田地域教育課	災害時業務	社会教育施設の保全及び応急対策に関する事	●	○	○	○	○
教育総務部	因島瀬戸田地域教育課	災害時業務	部に係る情報の収集及び報告に関する事	●	○	○	○	○
教育総務部	因島瀬戸田地域教育課	災害時業務	避難所に関する事	●	○	○	○	○
教育総務部	因島瀬戸田地域教育課	災害時業務	被災宅地危険度判定実施に関する事	●	○	○	○	○
教育総務部	因島瀬戸田地域教育課	災害時業務	文化財の保全に関する事		●	○	○	○
教育総務部	因島瀬戸田地域教育課	災害時業務	学校給食に関する事			●	○	○
教育総務部	因島瀬戸田地域教育課	災害時業務	応急教育計画に関する事			●	○	○
教育総務部	因島瀬戸田地域教育課	災害時業務	教育部の庶務に関する事			●	○	○
教育総務部	因島瀬戸田地域教育課	災害時業務	被災児童・生徒の保護指導に関する事			●	○	○
教育総務部	因島瀬戸田地域教育課	優先的平常時業務	学校の土地建物等の管理に関する事				●	○
教育総務部	因島瀬戸田地域教育課	優先的平常時業務	社会教育施設の管理及び運営に関する事				●	○
教育総務部	因島瀬戸田地域教育課	優先的平常時業務	社会体育施設の管理及び運営に関する事				●	○
教育総務部	因島瀬戸田地域教育課	優先的平常時業務	学校の備品の管理に関する事					●
教育総務部	因島瀬戸田地域教育課	優先的平常時業務	学校の土地建物の工事計画に関する事					●
教育総務部	因島瀬戸田地域教育課	優先的平常時業務	学校予算の配分管理及び補助金に関する事					●
教育総務部	因島瀬戸田地域教育課	優先的平常時業務	就学及び通学に関する事					●
教育総務部	因島瀬戸田地域教育課	優先的平常時業務	奨学金に関する事					●
教育総務部	因島瀬戸田地域教育課	優先的平常時業務	教育行政の相談に関する事					●
教育総務部	因島瀬戸田地域教育課	優先的平常時業務	文書の收受、発送、管理、保存及び廃棄に関する事					●
教育総務部	因島瀬戸田地域教育課	優先的平常時業務	因島体育協会に関する事					●

非常時優先業務 所属別一覧（学校教育部）

所属		非常時優先業務		目標開始時間				
部	課	業務区分	分掌事務	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
学校教育部	学校経営企画課	共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
学校教育部	学校経営企画課	共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
学校教育部	学校経営企画課	共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
学校教育部	学校経営企画課	共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
学校教育部	学校経営企画課	共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
学校教育部	学校経営企画課	災害時業務	学校施設及び設備の保全並びに応急対策に関する事	●	○	○	○	○
学校教育部	学校経営企画課	災害時業務	学校関係災害の調査に関する事	●	○	○	○	○
学校教育部	学校経営企画課	災害時業務	児童及び生徒の避難に関する事	●	○	○	○	○
学校教育部	学校経営企画課	災害時業務	部に係る情報の収集及び報告に関する事	●	○	○	○	○
学校教育部	学校経営企画課	災害時業務	学校給食に関する事			●	○	○
学校教育部	学校経営企画課	災害時業務	応急教育計画に関する事			●	○	○
学校教育部	学校経営企画課	災害時業務	被災児童・生徒の保護指導に関する事			●	○	○
学校教育部	学校経営企画課	災害時業務	教育部の庶務に関する事			●	○	○
学校教育部	学校経営企画課	優先的平常時業務	学校の管理運営に関する事			●	○	○
学校教育部	学校経営企画課	優先的平常時業務	尾道南高等学校に関する事					●
学校教育部	学校経営企画課	優先的平常時業務	学校設置会社が設置する広域通信制・単位制高等学校に関する事務の補助執行に関する事					●
学校教育部	学校経営企画課	優先的平常時業務	学級編成、教職員組織及び教職員(市費職員を除く)の人事、給与に関する事					●
学校教育部	学校経営企画課	優先的平常時業務	特命による重要事項の調査研究及び処理に関する事					●
学校教育部	教育指導課	共通業務	指定避難所の開設・運営	●	○	○	○	○
学校教育部	教育指導課	共通業務	職員の招集・参集状況の把握	●	○	○	○	○
学校教育部	教育指導課	共通業務	職員の安否確認・被災状況の把握	●	○	○	○	○
学校教育部	教育指導課	共通業務	所管施設のり災状況の把握	●	○	○	○	○
学校教育部	教育指導課	共通業務	関係機関、本部等の連絡調整	●	○	○	○	○
学校教育部	教育指導課	災害時業務	学校施設及び設備の保全並びに応急対策に関する事	●	○	○	○	○
学校教育部	教育指導課	災害時業務	学校関係災害の調査に関する事	●	○	○	○	○
学校教育部	教育指導課	災害時業務	児童及び生徒の避難に関する事	●	○	○	○	○
学校教育部	教育指導課	災害時業務	部に係る情報の収集及び報告に関する事	●	○	○	○	○
学校教育部	教育指導課	災害時業務	学校給食に関する事			●	○	○
学校教育部	教育指導課	災害時業務	応急教育計画に関する事			●	○	○
学校教育部	教育指導課	災害時業務	被災児童・生徒の保護指導に関する事			●	○	○
学校教育部	教育指導課	災害時業務	教育部の庶務に関する事			●	○	○
学校教育部	教育指導課	優先的平常時業務	小・中学校及び幼稚園の教育計画、教育課程及び教育内容に関する事					●
学校教育部	教育指導課	優先的平常時業務	教科書採択及び教科書その他の教材の取扱いに関する事					●
学校教育部	教育指導課	優先的平常時業務	生徒指導及び進路指導に関する事					●
学校教育部	教育指導課	優先的平常時業務	学校及び幼稚園における保健管理及び安全に関する事					●
学校教育部	教育指導課	優先的平常時業務	学校給食の企画に関する事					●
学校教育部	教育指導課	優先的平常時業務	就学及び通学に関する事					●

尾道市業務継続計画
【地震対策編】

発行年月 令和3年3月
発行 尾道市
編集 尾道市総務部総務課

〒722-8501 広島県尾道市久保一丁目15番1号

TEL : 0848-38-9216 FAX : 0848-37-2740

E-mail : kikikanri@city.onomichi.hiroshima.jp